

地域と農業

会 報

第 29 号

Apr. 1998

Spring

特集

農地の流動化と担い手育成

社団法人 北海道地域農業研究所



霧多布歴史センター



函館市北方民族資料館



岩見沢市郷土科学館



北の大地で芽をだし20年、
今では大地にしっかり根をはり
大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。
北海道で生まれ、北海道で育った私たち、
これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける
企業でありたいと考えます。

歴史と人と未来を結んで

おもな業務内容

博物館・資料館など展示施設の設計・施工
パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作
映像やコンピュータ装置による観光案内施設
看板・標示板などのサイン計画

株式会社 現代ビューロー
GENDAI BUREAU CO., LTD.

〒060 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F
TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

地域と農業

表紙写真：士別市

提供：(有)フォトワークス
フリーク



Vol. 29

——目 次——

2

観 察

高齢化社会の到来と農業・農村

—お年寄りも立派な担い手—

北海道地域農業研究所 参与 幸 健一郎

4

特 集

農地の流動化と担い手育成

北海道地域農業研究所第6回研修会

6

課題報告

「農地問題の現状と担い手対策」

北海道東海大学国際文化部 教授 谷 本 一 志

30

現地報告

「農用地の有効利用と担い手育成」

財団法人広島県農業開発公社

東部事務所担当課長 居 升 邦 彦

49

Essay

「ただけない」話

消費生活アドバイザー 赤 城 由 紀

52

連載No.15

あのマチ・このムラ地域おこし活躍中

栗山町の事例 —農業情報サービスと高齢者福祉の町—

専任研究員 前 田 信 義

56

ときの話

政府発表の「新たな米政策」

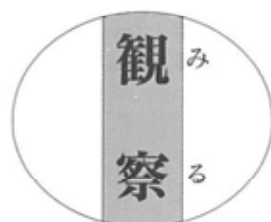
拓殖大学北海道短期大学 教授 塩 沢 照 俊

59

お知らせ・掲示板

60

DATA FILE・編集後記



高齢化社会の到来と農業・農村

——お年寄も立派な担い手——

わが国の六五才以上の人口割合は、一九九五年国勢調査によると一四・八%であり、北海道の割合は若干高く一五・一二%となっている。

今後の将来推計人口は、生活環境の変化、教育問題等から少子化の傾向にあり、若者の結婚の晩婚化に伴う出生率の低下などの要因から高齢化がますます進むであろうとされており、人口問題研究所の一九九二年時点の推計では、日本は二〇一〇年では二一・三%となり世界一の高齢化社会になると見込まれている。

ひるがえって、農村部の高齢化率は若者の都会指向によって、都市部の一〇～一五%に対しすでに二〇%を超えているのが現状である。

新規就農率が年々低下する状況を思うとき、農村における高齢化社会の到来は最早、避けることのできない現象であると断定せざるを得ない。このように到来する農村の高齢化社会を悲観的に抱えるのではなく、逆手にとって前向きに農村の高齢化への対応を考える必要がある。

北海道における農家の減少率は、一九九五年平均三・一二%である。

現在、北海道の農家戸数は約八万戸であるから、毎年約二、五〇〇戸がリタイヤする勘定となるが、一方ではこの補充が毎年約五〇〇戸に過

ぎない。この状態が続くならば、農村の過疎がすみ農地の受け手がなくなるという問題が生じかねない。

ここで問題を提起したいのは、離農する二、五〇〇戸の約八割の二、〇〇〇戸が六五才以上の高齢農家で、後継ぎがいなかったためやむなく離農することである。何故、六五才以上の農家はリタイヤしなければならぬのか、町村や農協にはお年寄にはご引退願わなければならぬという固定観念があるのではないか。勿論、若者を中心とした村づくりが基本であるがお年寄にも参画して貰うための支援方策を講ずるべきである。府県の農村は、北海道より一足早く、高齢化社会を迎え、お年寄りを農業に従事させるための方策が全国各地で展開されている。

「現代農業」の二月増刊号によると、山口県大島郡東和町は高齢化率が日本一高い町である。現在、人口約五、七〇〇人で高齢化率は四八%を超えている。つまり住民の二人に一人がお年寄りである。この町ではお年寄りの多くが農業に従事しており「五十、六十は、まだ若い、八十代でも現役」を含い言葉に「生涯現役」を謳歌している。

その東和町で、平成九年に町出身の定年退職者に帰農を呼びかける

“かえるかい”が発足した。これまで農家戸数九五〇戸のうち定年後Ｕターンした農家が約五〇戸となっている。

東和町ではＵターンに限らずＪターン、Ｉターン者でも歓迎している。そして、それらの帰農者に対する支援策として、休眠中の農地や家を活用し、帰郷あるいは転職して農業を始める人達に貸与することが検討されており、また新しく農業を始める人達への研修として「ニューファーマー研修支援事業」を実施している。一般的には、医療費の負担問題等から高齢者の移住を歓迎しない自治体が多いが、東和町の西木宏町長は「退職者の受け入れに関してはなんら懸念はありません。高齢化が進むということは別の言い方をすれば“長寿の町”ということであり、誇りでもあるからです」と断言している。事実、東和町では昨年の高齢者の年間医療費は山口県の平均六〇万円に対し半額の三三万円ということであり、年をとっても生き生きと働くことが高齢者の健康に良い結果をもたらしていることを物語っている。

さきに紹介した「現代農業」によれば、東和町のような事例は全国各地で数多く見られる。

事実、農水省の一九九五年の調査で、新規就農者一〇万人のうち六十才以上の就農者が六万人を占めていると言われている。

今後、六十才以上の定年退職者がどのような状況になるかについて国勢調査に基づき推論して見ると自営業、自由業を除く、会社員、教員、公務員、銀行員などのいわゆるホワイトカラーと言われる人達の毎年の六十才定年者が全国で三三万人、北海道では一万人の人達が離職する。これからは団塊の世代の人達が定年を迎えることを考えると、益々、定年退職者は増加してゆくであろう。そしてこれらの人達は鉄とコンクリートの生活にストレスを感じており、老後はきれいな空気と水を求めて農村での生活に強い憧れを抱いている。この人達の生活面を考えると、サブリーマンの退職金は一、〇〇〇～二、〇〇〇万円、年金が月額一

五〇万円～二〇〇万円と言われている。すでに府県の定年退職者の農業所得は年間五〇～一〇〇万円の実績があると言われている、このように考えると、住居と土地が確保されるならば農村での生活は十分可能である。

現在、北海道の市町村では、定年退職者の受け入れを視野にいれていないが、平成八年度北海道農業担い手育成センターに新規就農で相談に訪れた件数は八七〇件あり、そのうち五十才以上の相談件数は五・三％の約五〇件にのぼっている。

国は、このような定年退職者の新規就農に配慮して、平成九年度、就農支援資金制度の改正を行い、従来四十才未満を対象とした補助制度を特認として六十五才まで認めることとしている。いずれにしても、離職者に対する若い就農補充者が圧倒的に少数であり、耕作放棄地が大量に生ずることを考える時、北海道においても、この定年退職者の農業・農村の受け入れを前向きに対処すべき時期を迎えている。確かに、これらの人達が農業生産の主体を担うとは考えられないが、少なくとも、農村の過疎に歯止めをかけ、農村の活性化に貢献できることを期待するからである。

何故なら「定年帰農」を希望する人達が農業・農村への共通の認識は「安全でおいしいものを作って食べたい」「健康のために豊かな自然の中で人間として喜びが求められる生活を送りたい」という哲学を持っていることである。貿易自由化の中で競争原理に追いつかれ、何となく重苦しい雰囲気のある農業・農村にあって、この人達の農業・農村への参画は農業・農村に自由で新しい文化を持ち込んでくれるものと確信している。また、都市と農村の交流が強く叫ばれている今日、この人達が大きな役割を果たしてくれるであろう。そして農村の若い男性の結婚難に対し都会で幅広い人脈をもつこの人達が結婚相談員としての役割をも担うことができることを期待したいのである。

(幸 健一郎)

北海道地域農業研究所第6回研修会

と き・・平成十年二月二十六日
と ころ・・札幌北農健保会館

農地の流動化と担い手育成

今、北海道の農村では高齢化が進み、しかもこの高齢農家に後継者が不在であるというケースが多く見られます。このまま推移すれば各地で過疎化が進み耕作放棄地が大量に出現し、農村の崩壊につながりかねません。当研究所では早くからこの問題を取り上げ研究討議を行って参りましたが、本年度研修会では「農地の流動化と担い手育成」をテーマに、北海道東海大学の谷本教授と、先進的な活動を展開している、広島県農業開発公社の居升課長にご発表を頂き、研究討論を行いました。報告全文を掲載いたします。

ご挨拶

社団法人 北海道地域農業研究所
研究所長 七戸 長生

皆さんこんにちは。日頃は私たちの研究所のいろいろな業務に関連してご協力いただきましてありがとうございます。本日は今司会の皆さんのほうから話がありましたように、こんなにたくさんの方々が出席になるという予想がなかったものですから、かなり手狭でこの研修会をやるのにはちょっとつらい感じになっておりますが、何分我慢してご協力いただければと思います。

本日のテーマの「農地の流動化と担い手育成」という問題ですけれども、ご存知のように北海道の農村では担い手の高齢化が大変進んでおり



▲研究所長 七戸 長生

ます。後継者が不足であることから、その高齢者の方々が現役からリタイヤすると、その後の土地を誰がどういう形で引き継ぐかというのが、全道至る所の町村の問題点になっているように思います。実際に私たち全国的なセンサスの数字などを見ましても、そういう担い手がなくなつたということを経由にする耕作放棄地がほうほうに現れていきます。新幹線などで走ってみても、平坦で耕作条件も良いのにどうして荒廃しているのだろうかと思うような土地が目につくようになっております。こういう事態が進みますと耕作放棄地がどんどん増えてくる、さらに農業生産の環境が悪くなってくる、過疎化が進むということで、農村の崩壊ということが決定的な形で進みかねないような危機感を私たちは深くしているわけです。

もう一方では北海道・東北などが特に顕著ですが、農地の価格が最近非常に下がってきております。けれども農産物価格とか農業所得あるいは農業の収益性の低下傾向に比べれば農地価格はまだ高いというような感じがあります。そういう収益のことからいって、農地は高いけれどもそこで農業をやっている人から言えば、自分が一生をかけてやっていることの資産価値がある程度高くなければさっぱり張り合いが生まれないという問題があります。つまり農地価格の問題も、今日のテーマになっている農地の流動化ということに関連して、非常に重大な問題になってきております。こういうことから、日頃私たちの研究に非常に関心を持っていただいている全道の市町村の方々、農協の方々の他に農業委員会あるいは農業委員の方々も今日はご出席いただいたようです。講演会でしたらここに講師が出てきて、その講師の話を聞いていただくので結構だと思いますけれども、研修会ですから、私たちはこの問題に対してこういう課題意識を持って取り組んでいるか、その場合にどういう課題の解決の方法があるか、そういうことをお互いに模索している仲間だと思います。そういう意味合いで講師のお二人、谷本先生と、先ほど紹介がありました広島県の居升さんのお話をぎっかけてにして、大いに討

論しながら、私たちが直面している問題をいったいどういう方向で解いていったらよいかということについて、お互いに研修し合う場になることを期待しております。はなはだ雑駁ですけども開会のご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



▲研修会参加者

課題報告

農地問題の現状と担い手対策

北海道東海大学国際文化学部国際文化学科 教授 谷本 一志

ただ今ご紹介にあずかりました北海道東海大学の谷本と申します。こういう機会を与えられましたことを大変光栄に存じております。これから一時間半、この「農地問題の現状と担い手対策」という、非常に大きなテーマをこなせるかどうか不安ですけれども、問題提起をしながら一緒に考えていきたいと思います。

一、耕境後退と農地取得強制

(一) 耕境外離脱と内包的集約化

それでは、お手元にある資料にのっとりながら進めさせていただきます。先ず最近の農地問題を一言二言で言うならば、耕境後退と農地取得強制という言葉に収れんされるのではないかと思います。一つには、府県では早くから農地がどんどん転用されて農地面積が人為減廃していったわけですけれども、北海道も開発しながら減廃してきた過程がずっとあるわけです。それは平成五年あるいはその前後までは、減廃に対して開発のウェイトがかなり高くて、耕地全体としては拡大してきました。もちろんそうしながらも転用、いろいろな形で減廃も同時に進行してきたのですが、府県と同じようにここ何年かから急激に開発がストップしはじめました。しかし依然として減廃はいろいろな形で続きますので、



▲谷本教授

平成五年ぐらいから明らかに耕地の減少局面に入っています。しかもそのスピードはこの八年間ぐらいを見ても、七千ヘクタールほどの耕地面積が急激な勢いで減少しはじめています。その背景には七戸所長が先ほど言われましたように、府県では条件の悪いところがある一〇〇なり一〇何%が耕作放棄されており。新幹線でも線々と荒地、あるいは耕作放棄が見られるわけですが、北海道はそれがあまりないのです。統計で見ても非常に少ないパーセントです。けれども実際にそれが守りきれなくて耕地面積が後退していつているというのは、この市町村でも現実的にはあるのです。従って耕作放棄という現象ではない形で、耕地後退が急速な勢いで進んでいるのだというふうにも見て取れるのではないかと思います。

もう一つ、これは随分前からですが、土地利用型の経営がなかなか価格支持も言めて手詰まりであるということです。それがどんどん下がっていつているものから、土地を拡大するよりも既存の農地で集約化した野菜と花などのほうがよいという、これは専業農家も含めて相当な担い手の層が土地不要という現象になります。この構造が脱却できないものですから、農地と離農地が出るのですが、積極的に買に行かない、あるいは行けないという構造になってきているのだと思います。そういう中で、府県からみたら北海道の圧倒的なメリットだと思うのですけれども、土地利用型の経営展開がいろいろな意味で手詰まりになっているところが、北海道にとっては非常に厳しい現状になってきています。

(二) 農地購入強要と消極的土地取得

「農地取得強要と購入強要」、あるいは「農地取得強要」、それと「消極的土地拡大」というふうに書きましたけれども、一定程度の負債累積もありますし、跡継ぎのいない高齢農家も二割、後志管内でいえば三割ぐらいあるわけです。この農家にはもう跡継ぎがいないのですから、

表1 北海道における耕地の拡張・潰廃面積の推移

単位: ha

年 次	拡 張 面 積							潰 廃 面 積							面 積 増 減
	田			畑			合計	田			畑			合計	
	計	開 墾	田畑 転換	計	開 墾	田畑 転換		計	自 然 人 為	田畑 転換	計	自 然 人 為	田畑 転換		
昭和35	8,070	1,120	6,770	8,120	7,470	251	16,190	905	654	251	2,800	5,697	6,770	3,705	12,485
40	7,960	1,010	6,860	13,800	13,100	458	21,760	2,240	1,784	458	3,600	16,818	6,860	5,840	15,920
45	3,960	1,650	2,270	24,500	22,900	1,180	28,440	2,110	931	1,180	3,800	11,500	2,270	5,910	22,530
50	933	444	489	25,200	23,900	1,290	26,133	3,820	2,530	1,290	6,860	6,368	489	10,680	22,530
55	98	7	91	20,200	17,900	2,330	20,298	2,970	641	2,330	2,290	2,200	91	7,550	15,453
60	529	1	523	14,300	11,000	3,260	14,829	3,830	568	3,260	3,380	2,860	523	7,210	12,748
平成 2				7,360	6,630	723	7,360	1,370	648	723	4,150	4,150		5,520	7,619
3	6		6	4,900	4,390	510	4,906	1,040	527	510	4,490	4,490	6	5,530	1,840
4	402	1	401	4,450	3,980	471	4,852	1,150	679	471	4,180	3,780	401	4,330	624
5	927		599	4,330	3,730	324	5,257	1,640	1,319	324	5,400	4,797	599	7,040	-478
6	820		454	3,340	2,950	272	4,160	911	639	272	5,220	4,770	454	6,131	-1,783
7	24		5	3,160	2,710	451	3,184	810	359	451	4,830	4,820	5	5,640	-1,971
8	24		4	2,020	1,900	112	2,044	675	563	112	3,790	3,786	4	4,465	-2,421

資料: 北海道農政部「北海道農業統計表」各年次より作成。

今からはちよつとケアーできないので、おそらく時間の問題になってく
ると思います。一〇年、二〇年貸借したとしても、結局近隣に貸借
するという構造が圧倒的に多いわけです。そういう中でどこかが土地利
用型の経営を強要されるということになります。ですから欲しくないけ
れども買わされると。最近いろいろな町を見ましても、二日ほど前に地
域農研の関係で浜頓別を調査させてもらいましたけれども、五割ぐらい
は「保証人が買っている」という言い方をしました。市町村によつては
三割、五割、四割という形で保証人が離農跡地、あるいは負債の累積の
中で買わざるをえないということになります。さらに農地を買いたいとい
うのは、農業会議の調査とか道の調査などをみても二割ぐらい、潜在
的には三割四割ぐらいはいます。ところがいろいろな条件があるもので
すから、実際購入に走ろうとするのは二割ぐらいだろうと思います。そ
れぐらいの層はいないわけではないのです。

(三) 優等地取得・劣等地購入拒否

ところがいろいろ調べてみますと、三つの条件がこの町へ行っても
共通しております。隣接している、地続きであるということ。あるいは
生産力が高い所であること。これは買いに走るだろうと。もう一つは五
キロぐらい離れていてもよいのですが、たとえば畑作地帯であれば、五
ヘクタールぐらいが一画であること。つまり一回地になっている土地で
あれば買ってもよいと。こういう条件がだいたい今の三点セットになる
と思います。こういう条件であればまじよつと無理してもよいと。隣
接地などでしたら一割か二割高くてもよいという言い方をしております。

(四) 劣等地の粗放化と耕境外脱落

ところがそれから外れた土地、つまり遠くの土地であったり傾斜地で
あったり小さな区画であったり、あるいは石が出てきたりというような
土地は、続々と地域の農地の市場から外されていくということになって

きます。この事態はこの後もつとつと深刻になると思います。つまり
二割なり三割近くの高齢農家がひとまずあります。さらに負債、土地改
良負担というだけではなくて、今もある程度放出される可能性があるわ
けです。その中で何人かはリタイヤする場合も出てきます。それも含め
ると市町村では相当程度の農地があるいは農地の買い手を、農業委員の
場合には斡旋という形で何とか引き取ってもらおうという動きをとつて
いるわけです。けれども、半分以上あるいはもっと多い七割ぐらいの人
が、いろいろな形で無理して買っているという事態になってきています。
「本当は欲しくないけれども、農業委員会の会長をやっているから買っ
た」とか「農協の理事をやっているから買った」とか、あるいは「保証
人をしてから買った」というわけです。欲しくないのに買う構造だ
けはどこかでもうストップしなければいけないということは、地元の方
もそれに携わっている方も重々わかっているのですが、問題処理する場
所が無いということが決定的になるかと思っています。誰かが引き取らな
ければ、公社もある程度の土地しか引き取らない。つまり売り手が五年後
なり一〇年の長期保有の場合でも、一〇年先ぐらいを見越してある程度
買い手のつくところでしか公社もおそらく関わりたくないと思います。そ
うするとそれ以外の土地、誰も買わないし公社も買わない土地が相当程度
あるのです。実際にご案内のように斡旋をかけてもかからない土地は、
五年ぐらい前から農業委員会の斡旋にかけません。斡旋にかけても明ら
かに売れない土地はもう斡旋にもかからないのです。従つて斡旋不成立
という事態が報告されるのは、斡旋にかけた土地で売れなかった土地が
斡旋不成立になるのであって、売れるはずがないという土地は斡旋にか
からない事態にまでなっています。

(五) 地価下落・資産減価リスク

そういう中でまさに農地流動化問題は地価問題になってくると思いま
す。価格は、統計にも示しましたように全体としてはまだ下がっている

表2 農地移動の実績と推移（北海道）

単位：件、ha、%

年 次		所有権移転		賃借権設定		合 計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
実 数	昭和50	8,646	27,410	579	2,404	9,225	29,814
	55	6,104	18,864	2,037	5,882	8,141	24,746
	60	5,416	15,515	3,558	9,936	8,974	25,451
	63	4,379	16,552	4,559	12,651	8,938	29,203
	平成1	4,410	17,127	4,876	14,406	9,286	31,533
	2	4,512	16,635	5,453	15,970	9,965	32,605
	3	4,843	17,138	5,581	18,229	10,424	35,367
	4	3,751	14,669	5,542	18,185	9,293	32,854
	5	3,527	12,631	6,760	21,098	10,287	33,729
	6	3,569	15,477	6,059	18,576	9,628	34,053
構 成 比	7	3,411	14,233	5,779	20,978	9,190	35,211
	昭和50	93.7	91.9	6.3	8.1	100.0	100.0
	55	75.0	76.2	25.0	23.8	100.0	100.0
	60	60.4	61.0	39.6	39.0	100.0	100.0
	63	49.0	56.7	51.0	43.3	100.0	100.0
	平成1	47.5	54.3	52.5	45.7	100.0	100.0
	2	45.3	51.0	54.7	49.0	100.0	100.0
	3	46.5	48.5	53.5	51.5	100.0	100.0
	4	40.4	44.6	59.6	55.4	100.0	100.0
	5	34.3	37.4	65.7	62.6	100.0	100.0
	6	37.1	45.4	62.9	54.6	100.0	100.0
	7	37.1	40.4	62.9	59.6	100.0	100.0

注：農地法と経営基盤強化法の合計値。

資料：北海道農政部『北海道農地年報』各年次より作成。

表3 土地種類別耕地面積の推移（北海道）

単位：%

年 次	田	普通畑	樹園地	牧草地	計
昭和35	22.7	70.0	0.7	6.6	100.0
40	26.2	63.4	0.7	9.7	100.0
45	29.4	48.7	0.7	21.2	100.0
50	25.7	38.4	0.6	35.3	100.0
55	23.5	35.6	0.4	40.5	100.0
60	21.8	36.0	0.3	41.9	100.0
平成2	20.1	36.3	0.3	43.3	100.0
3	20.0	36.0	0.4	43.6	100.0
4	20.0	35.4	0.3	44.3	100.0
5	20.0	35.1	0.2	44.7	100.0
6	20.0	34.9	0.3	44.8	100.0
7	20.0	34.8	0.2	45.0	100.0
8	19.9	34.8	0.3	45.0	100.0

資料：農水省『耕地及び作付面積統計』各年次より作成。

表4 移動困難な案件の処理方法

単位：%、件

売買案件を賃借	24.3 (60)
賃借案件を売買	1.6 (4)
公社買入れ	23.9 (59)
公社借入れ	3.6 (9)
無理して地域処理	19.4 (48)
保証人が取得	1.6 (4)
出し手に経営継続	7.3 (18)
不耕作化・遊休化	11.3 (28)
植林等転用	4.5 (11)
その他	2.4 (6)
回答数合計	100.0 (247)

注：回答は2つの複数回答であり、「無記入」を除く回答市町村数144。()内の数字は回答数。

資料：北海道農業会議『農地移動と利用調整等に関する調査結果概要』（平成8年3月）より加工作成。

のです。しかも供給側が続々と出てきていますから、需給からみても趨勢としては下がらざるをえないのです。ところが下げるわけにはいかなという構造がかなりの程度出てきています。もちろん買い手にとっては安い土地がよいのですが、担い手とよばれる層は、認定農業者もそうでしょうけれども、だいたい二千万円とか畑でしたら三千万円という負債を背負っています。安く担保を下ければ自分たちの負債分が浮き出てくるものですから、地域としてもなかなか下げるわけにはいかないのです。ですから市町村によってはこの年間固定するよと。いろいろな形で無理して買わせながら、何とか価格を維持しようとする、つまり地価下落を止めようとする動きもやっています。それをやっている結局割高な土地は、順繰りたらい回しのようにその負債を申し送りすることになりますから、止めようとする市町村もまたあります。どちらがよいのか、緊急的には止めるわけにはいかないけれども、下げればよいという問題でもない。下げると結局ぎりぎりの層が完全にオーバーローンになってしまふという問題があります。まさに本当に難しい問題です。その中で流動化問題が少なくとも価格問題をさしおいて、棚上げしながら流動化だけをさせようとするという構造になっているのではないかと思います。従って、長期的には残った農家が無理のない償還を立てられるだけの価格まで下げなければならぬのです。これは明らかな話です。けれどもそれを緊急に下げてよいのかということになると、いろいろな形をクリアしなければなりません。クリアしながら長期的には下げていく、市場価格に寄せていく、実勢に寄せていくという努力をしていかなと、みんな高い買い物をしていたら農産物価格はどんどん下がってきています。昨年などは米価が一萬三千円という問題にもなってきたというわけです。

その二重構造を抜きにしたまま処理していると、農協の破綻とか不良債権というのではなくて地域の破綻が起きてくると思います。ただそれは今のところ受け皿がないし、解消する手だては地域には与えられてい

ないという最大の矛盾があります。地域が離農の跡地を誰かに買ってもらおうと、農地流動化の推進委員の方が血眼になって日々誰かをみつけている。そして買ってもらったら「この人買ったらコケるのではないかな」と思いながらも、ひとまず買い手がついてよかったということが本音ではないかと思えます。でもそれで地域が安泰なのではなくて、本当に彼に買ってもらっていいのかなと。八ヘクタールの人が八ヘクタール買ったりなどということが北村などではありますけれども、本当にこの人に買わせていいのかなと地域の方は思っているのですが、やはり買ってもらわざるをえないのです。そして買ってもらってひとまず、よかったなということなのでしょうが、その方は三年後にひよつとしたらコケているかもしれない。五年先ぐらいになったら破綻しているかもしれない。でも自転車操業的に何とかその場を処理しないと、止める人が止められないというせつば詰まった現実問題があります。

(六) 連続的に派生する規模拡大関連投資

さらに、買い手が「連続的に派生する規模拡大関連投資」の問題があります。先ほど南空知の事例を挙げさせてもらいましたが、公社の事業を使ったりしたら余計に買い入れ規模が大きくなるのですが、個人の場合は二%の利子率一億五千万円の貸付枠がスーパージン金であります。けれども、八ヘクタールの経営規模の方が六ヘクタール買って次の年に四ヘクタール買うというような、明らかに償還が無理だなという買い方をしている方が何人か見受けられます。ほとんど近隣に農地が出てきますから、買いたいという気持はわかります。隣が出てきたあるいは三軒先に良い土地が出てきたと。全部自分の土地にして、ほとんど一五ヘクタールにしていきたいというのはわかるのですが、払っていかなければなりません。二%の借金といっても、複利で二五年償還するとやはり倍近くになります。昔の三・五%の農地取得資金ほどではないですが、今でも、今の低金利時代で二%というのは本当に安いのかといったら、

表5 農地価格の推移（ブロック別平均）
（都市計画法の線引きをしていない市町村の農用地区域内）

（イ）中 田 （価格は10a当たり千円、下欄は変動率%）

	昭和55	60	平成2	3	4	5	6	7	8	H8/S60	H8/H4
全 国	1,310 9.0	1,658 3.4	1,873 5.1	1,960 4.6	1,983 1.2	1,996 0.7	2,002 0.3	1,977 -1.3	1,943 -1.7	117	98
北海道	485 10.0	512 -1.5	408 -1.7	402 -1.5	394 -2.0	383 -2.8	372 -2.9	367 -1.6	365 -0.5	71	93
東 北	1,195 10.4	1,360 1.3	1,227 -1.3	1,215 -1.0	1,194 -1.7	1,184 -0.8	1,172 -1.0	1,162 -0.8	1,150 -1.1	85	96
関 東	1,486 4.9	1,917 3.5	2,346 6.5	2,537 8.1	2,547 0.4	2,590 1.7	2,612 0.8	2,562 -1.9	2,533 -1.2	132	99
東 海	1,530 4.5	1,958 4.6	2,602 6.3	2,909 11.8	3,106 6.8	3,082 -0.8	3,124 1.4	3,120 -1.0	3,033 -2.8	155	98
北 信	1,304 8.4	1,739 5.0	1,998 2.6	2,160 8.1	2,169 0.4	2,225 2.6	2,261 1.6	2,263 0.1	2,263 0.0	130	104
近 畿	1,679 1.5	2,340 3.0	3,420 21.8	3,477 1.7	3,463 -0.4	3,353 -3.2	3,379 0.8	3,238 -4.2	3,111 -3.9	133	90
中 国	808 11.6	942 3.3	1,011 1.9	1,019 0.8	1,034 1.5	1,062 2.7	1,106 4.1	1,097 -0.8	1,096 -0.2	116	106
四 国	2,020 12.2	2,437 2.8	2,585 4.0	2,660 2.9	2,724 2.4	2,913 6.9	2,748 -5.7	2,732 -0.6	2,680 -1.9	110	98
九 州	1,221 10.5	1,636 2.9	1,570 -0.6	1,566 -0.3	1,562 -0.3	1,540 -1.4	1,527 -0.8	1,516 -0.7	1,475 -2.7	90	94
沖 縄	641 5.6	891 6.3	756 1.6	777 2.8	1,037 33.5	1,068 3.0	1,076 0.7	1,064 -1.2	1,073 0.9	120	103

（ロ）中 畑 （価格は10a 当り千円、下欄は変動率%）

	昭和55	60	平成2	3	4	5	6	7	8	H8/S60	H8/H4
全 国	899 7.0	1,129 3.6	1,260 5.4	1,341 6.4	1,375 2.5	1,366 -0.7	1,378 0.9	1,361 -1.3	1,341 -1.4	119	98
北海道	213 8.1	221 -4.3	178 -4.8	180 -1.1	178 -1.1	179 0.6	171 -4.5	168 -1.7	167 -0.9	76	94
東 北	672 7.2	748 -0.1	656 -2.2	649 -1.1	639 -1.5	639 0.0	636 -0.5	632 -0.6	627 -0.8	84	98
関 東	1,461 4.0	1,816 3.0	2,224 7.0	2,413 8.5	2,544 5.4	2,483 -2.4	2,500 0.7	2,467 -1.3	2,424 -1.8	133	95
東 海	1,339 7.8	1,685 6.2	2,195 8.5	2,432 10.8	2,641 8.6	2,731 3.4	2,760 1.1	2,723 -1.4	2,634 -3.3	156	100
北 信	856 6.5	1,131 4.4	1,226 4.0	1,424 12.5	1,414 -0.7	1,417 0.2	1,442 1.8	1,456 1.0	1,468 0.8	130	104
近 畿	1,120 -1.1	1,560 5.4	2,289 28.1	2,344 2.4	2,310 -1.5	2,182 -5.5	2,238 2.6	2,126 -5.0	2,059 -3.1	132	89
中 国	463 6.4	551 2.8	558 2.4	562 0.7	575 2.3	591 2.8	610 3.2	613 0.5	611 -0.3	111	106
四 国	1,109 18.5	1,356 3.2	1,433 3.4	1,511 5.4	1,507 -0.3	1,548 2.7	1,486 -0.4	1,496 0.7	1,446 -3.4	107	96
九 州	827 10.1	1,091 2.6	1,029 -0.7	1,030 -0.1	1,036 0.6	1,022 -1.4	1,020 -0.2	1,014 -0.6	1,005 -0.9	92	97
沖 縄	674 16.0	1,068 6.6	1,374 7.8	1,445 5.2	1,421 -1.7	1,421 0.0	1,547 8.9	1,536 -0.7	1,563 1.7	146	110

資料：全国農業会議所資料より引用。

認定農業者制度とスーパー資金制度も今の土地余りの中で、農地をなんとか処理する方式なんだとうがった見方をする方もいるぐらいです。私はそれは間違っているのではないかなと思うんですが、認定農業者制度も実は農地を買い取る制度だというふうな見方もあるわけですね。最近ですと、その中で土地改良負担金の分は下がりますが、もちろん繰り上げ償還して別枠みたいな形にもなります。初山別などはもうぎりぎりの土地改良負担金だけでよい、あと底地部分はタダでもいいから買ってくれたいというぐらいまで地価が下がるというが、それぐらい厳しい市町村も出てきています。土地改良に伴って、もちろん土地を買い取れば機械も買わなければならないわけですね。しかも先ほどのハクタールの方がハクタールなどという買い方をすると、機械も施設も増設しなくてはならないような事態にもなってきます。そのような買い方を敢えてさせると、だんだん限られてくる担い手をまた一人減らすことにもなりかねません。この後高齢農家の方が二割ぐらい減った後は、もうそれぐらいで止めなければならぬと私は個人的に思っています。

もちろんそれ以上に減るでしょうけれども、それぐらいのつもりでないと基本法農政・新農政、今新基本法農政を検討していますけれども、みんな規模拡大路線です。規模拡大して本当にその路線一本でよいのかとなると、無謀な場合もあるし無理な場合もあります。ですからほとんど借金のまま二割の資金を借りて償還していくという構造ではなくて、もっと順序立ててゆったり四割とか五割自己資金を貯めて買っていくと、もちろん買いたい方が買うことに対しては何ら口を挟む必要はないのですが、無理をして拡大しても、先ほど所長がおっしゃった通りその土地が目減りしていついていくわけですね。つまりダブルパンチ・トリプルパンチをしながら、規模拡大の方はリスクを負っているのです。償還するというリスクとその農地が数%ずつ下がっていくわけですから、それもダブルパンチの一つなのです。ですから、やはり十分な償還能力のある方が買っていくというふうにしていかなければならないのです。ほとんど

借金のままほとんど買っていけばよいのだということとは本来ならば避けなければならぬけれども、そんなことをいついていられないというのが現実にあると思います。その中でおそらく買い手が限定されてきているということですね。どこかの市町村を回っても、「あなた二五年償還残高がもうあと少しですから、そろそろあなたの番ですよ」というのが現実にあるのです。実態調査をしたら、幹線の中で「昔に買ったあの土地があと五年ぐらいで償還が終わりますよ、次はあなたの番ですよ」という動きがある市町村にはあるのです。

そうしながら、先ほどの取得したくないけれども消極的な拡大ということにも繋がるのですが、この後もやらざるをえないのです。しかしそれをやっている限り、いろいろな形で適正規模というのを個々の農家は持っていると思うのですが、それが攪乱されているわけですね。平穩にいたいところに先ず土地を押しつけられて攪乱され、償還が攪乱されてきて自分の経営を乱し始めると。だんだん規模も大きくなってきますから利潤率、所得率も下がってくるわけですね。ですからそれだけでもリスクを負っていくことになりません。もちろん経営手腕も同時に蓄えられなければならぬのですが、そんなことをいつている場合ではなくて、家族労働力と規模と転作も含めた経営作目の組合せと土づくりと、いろいろなバランスが崩れて立て直せない事態の中で、みんなが経営をちょっとおかしくし始めているということに、場合によってはなっていると思っています。

二、劣等地が耕境脱落を免れる内的要因

そういう中で二番目の問題になると思うのですが、解決というのではなくて問題を踏まえながら最後のほうで一緒に考えたいと思います。今劣等地を、仲間意識で連帯保証人に何とか引き取ってもらったり、畜産農家が点在していれば畜産農家が借地という形で利用したりしています。購入というふうにはなかなかいきません。畜産が展開していない地

区、だんだん地域的にモノカルチャー化して、それ自体が展開しえないという所だとこれは誰も使えません。美瑛町などもまさにそうだけれども、誰も買わない農地、誰も借りない農地というのが周辺の山際です。沢の奥の地帯などはもう続々と出ておりまして、それはもう買ってもくれませんし借りてもくれないので、財産として持ったまま旭川に離農してもらおうと。将来は林になっていくかもしれないけれども、誰も使ってくれないし真ん中の所を使うだけでも精一杯というか、そこだけでもまだ持て余しているという事態になっています。畜産農家が何とか使ってくればよいのですが、畜産農家も点在するような農地を続々と借りてもますます経営が悪くなります。一〇団地一五団地になって、小さな面積で牧草を作ってわざわざ収穫に行ったり、もう面倒でしょうがないという経営すら出てきます。あるいは一面転作奨励金があるから何とか耕境脱落を免れているというのが、愛別町とか当麻町です。周辺のところで全部転作を割り振ってしまった、真ん中の良い所で米と集約野菜作ろうと。あの辺ですとテンスケイ力を作ったりしながら、遠くの所は転作で牧草を作ろうとしている市町村もあります。しかしそれは転作奨励金がなくなった途端に誰も作らなくなります。たとえば当麻などは、畜産農家が無いのに牧草を作っているわけです。勘込んで土づくりを毎年しているということですが、奨励金があるからそういうことをやっているのです。耕境後退を免れている恩恵かと思えます。

あるいは種子代助成があつて、緑肥・休閒の粗放作付けによって耕境後退を免れたり、特定農業法人とか地域連携型、これは道の単独事業でやっている事業ですけれども、担い手を法人として設定して、それによって地域の農地を保全してもらおうと。もちろんその集団に対していろいろな形で助成をしながら、劣等地が何とか耕境後退を免れているという動きもないわけではありません。ところがこのような動きよりもっと大きな動きとして、続々と耕境後退が現実には進行していて、どこの酪農家あるいは畑作地帯を見ても、周辺の所ですと「あそこ最近植えていな

いな、あの辺最近作っていないな」ということで、水田地帯はそのようなことは少ないですけれども、酪農地帯などは現実に良い所で十分収益を上げて、悪い所はもう収穫放棄していつているという動きになっているのです。

三、規模拡大刺激への条件整備

(一) 土地利用型経営への環境整備

さらに三番目の問題ですが、北海道の土地利用型経営を何とか支援しない限り、美瑛でもそうだし富良野でもそうですが、みんな野菜を作って、市町村によつては完全に野菜がピークに達していて、もうこれ以上作れないという事態にまでなっているわけです。完全に去年より今年は落としている所もあるぐらいです。労働力的にも頭打ちですので、近くの町場の主婦などを全部調達しても圧倒的にもうダメだと。だんだん労働力が高齢化していつていきます。背中を曲げながら野菜を作っているのですがそれももうピークに達して、市町村によつては完全に総生産を落としている所もあるぐらいです。こんなに広大な土地を利用しないでみんなが野菜に傾斜してしまっているというのは、北海道のメリットではないだろう、やはり土地利用型をどうにかみんなで応援しなければならぬということだと思えます。そういう意味では一万三千円で儲からないけれども、何とかその担い手と野菜づくりの農家を盛り上げていくと。それをしないと自分たち野菜農家も土地を買わされるんだというぐらいのつもりで、土地利用型経営への環境整備をする、あるいは土地利用型経営をみんな盛り上げるという必要があると思えます。

(二) 長期賃貸借と利用優先主義

そういう中で自分たちは野菜に特化する経営、美瑛でいえばミニトマトで充分一千三百万円上がると。たとえば三ヘクタールぐらい畑を持つ

ていたり五ヘクタールぐらいの水田を持っていたミニトマトを作っているとしたら、聞き取り調査をしても、その経営はミニトマトに集約化したい、特化したいのだと言っています。普通畑で、イモのハーベスターとかプランターとかいろいろの物を持ってコスト高にするよりも、一千三百万円とか一千万円ぐらい所得が上がるものですから、五ヘクタールの水田を誰かに作業委託したいと。あるいは近くの一ヘクタールぐらいで、米プラス麦作をやっている農家に全面耕作作業委託したいという経営すらあるわけです。しかし個別経営ではそれがなかなかできません。ですからここが公的な機関と関わりながら、そういう交通整理も含めて土地利用型経営は土地利用型経営として、たとえば若干コントラクタ的な話にもなるかと思いますが、そういうのも用意します。あるいは土地利用型経営の圃場が分散していると、交換分合までいかなくても、たとえば利用権を集積させるようなメニューをセットすることによって、規模拡大しようとする農家が低コスト、一万三千円あるいは一万四千百の米価でやっていけるような経営を、野菜作りも含めて地域的にも支援する。そうしながら自分たちは「ミニトマトで十分儲けさせてもらうよ。その代わり皆さんは米作りで一万四千円ぐらいの米価で何とかとんとん売れる米にして、一万三千円ぐらいで採算の合うような米作りをしていく」と。それに対して地域も支援していくという役割分担になってくるのです。

その中で兼業農家とか土地持ち非農家と呼ばれる農家も、地域にとっては大事だと思います。なぜかという、全部の農地を次から次へと高齢農家が貸し付けし売りに出ていくと、誰かがまた買わなければならぬわけですね。従って三割ぐらいいる高齢農家の方に、一年でも五年でも長く貸し続けてもらうあるいは耕作してもらうということも、この後メニューにセットしなければならぬと思います。土地持ち非農家の方も、土地を持ったままですと、昔は地域にとっては厄介者だと言っていたかもしれませんが、みんなが規模拡大路線ですから、その人たちは

「じゃまだ」ということになるかもしれませんが。これは府県的な構造でしようけれども、北海道では高齢者とか土地持ち非農家の方が一割も二割もになることはおそろくないと思います。せいぜい五割ぐらいだと思いますが、その方を大事にして地域に留まってもらおうと。そうしながら貸し続けてもらうという構造です。小作料が高いから問題なのではないけれども、この後また下がってくるかもしれません。去年の一万三千円問題で小作料減免問題が出たぐらいですから、下がらざるをえないと思います。つまり買わなくて済むということは、一つのリスク回避になるわけです。みんなが買わされていく構造をどこかで抱えてもらったり、高齢農家の方に持ち続けてもらったり、あるいは第三者委譲できなくて老齢年金をもらって自分で耕作し続けるということも含めて、これはやはりあってもらって良いわけです。みんなが六五才で第三者委譲して、リタイアしてもらうという単線的なというか、みんなが同じ仕組みで次から次へと農地を放出されたのでは、残った担い手が買ひ切れない、借り切れないという構造です。ですからここでも多様な構造にしていかなければならない。そういう努力を地域としてもしていかなければなりません。

(三) 地域支援システムの創設

さらに「地域支援システムの創設」ということですが、鹿追のコントラクタのような重装備になって、相応なトラクターとか人材を揃えて、町なり農協がやる構造になるのか。最近農林省の調査で、清水町のサボートセンターというのを拝見させてもらいました。あそこなども、メロデューファームとかいろいろな地域にのっかっている担い手、作業受託組織を上手く活用しながら、町自体は鹿追のように重装備の機械を持たないで、誰かの買おうとする機械を支援するということです。そうしながら作業受委託をその方に斡旋します。もちろんオペレーターは何人か専属と臨時で用意するけれども、機械は償還する個別農家の方の機械を使

っています。そしてそれを斡旋しながら上手く回していこうという手輕なサポートです。少なくとも土地利用型の経営は、牧草収穫であったり畑作物の収穫作業であったり、いろいろな形で個別農家がやはり無理だと。これ以上規模拡大するのは家族労働力ではもう無理だところを、何とかいろいろな形で協力し支援していかないとやはり持たせられないし、これ以上規模拡大もできないということになるわけです。ですから地域の土地を何とか持てる農家なり、規模拡大の可能な農家の方に持ってもらうには、やはりそういうコントラクト的な地域支援というのはぜひ必要だと思います。その時に鹿追のような重裝備がよいのかどうか。やっと今年ぐらいになって赤字が解消されたという鹿追方式で農協が関わるのがよいのか、もっと手輕なほうがよいのかわかりませんけれども、何かしなければならぬということとは明らかだと思います。今日も見えておられるでしょうが、府県の市町村公社もいろいろな形で赤字累積というのが見えますし、議会のほうからつかれているようなものもありますけれども、赤字は覚悟でサポートしなければならぬのかも知れません。これは地域の含意だろうと思います。

いずれにしても土地利用型であるという北海道、一部の層どころか集約の野菜を入れている方も、やはり土地を拡大しながら施設も拡大していくという構造でしょうし、余剰労働力を完全燃焼しようとする動きですから、土地だけでいくという場合もあるでしょうけれども、多くの層はやはり土地を拡大しながら野菜も若干拡大していくと。ある層へいくと、野菜は欠落して土地利用型だけでいくというふうになっていくと思います。ですからその仕組みの中で、野菜も含めていろいろなサポートする仕組みをセッットしなければならぬと思っています。

(四) 経営類型の再考と柔構造な経営規模

さらに「経営類型の再考と柔構造な経営規模」というところですが、これも、「バランスある経営展開」という点で、経営規模と家族労働力



▲発表する谷本先生

と機械保有と作物選択のバランスをとりながらという問題と共に、市町村にいろいろな経営規模、つまりみんなが二〇ヘクタールではないのだということとは明らかになってきたと思います。ですからミニトマトでいく場合はハウスを二、三棟増やせばよいわけで、残りの土地をみんな近くで経営類型を、みんな「規模ありき」ではないと、土地もみんなに押しつけるべきではないと。「あなたは規模拡大でいくんだ。土地利用型でいくんだ。今は野菜が入っているけれども、だんだん高齢化したり息子がかなりの年令に達した時に、稲プラス若干の耕種の転作でいくんだ」という棲み分けをきっちりしながら、その方を中心に土地を売り渡していくと。ミニトマトをやっている人にまで農地を賣わせて、めちゃくちゃにするべきではないという意味だと思います。では誰がとちでいくんだということは、いろいろな経営類型があるし市町村の農協で営農設計の中でやっているのですが、やはり本人が納得する中で地域的にきつ

ちり住み分けをしていくと。その中に市町村なり農協がきっちり入って、放出したい農地あるいは作業委託したい農地を、清水のサポートセンターのように上手く受け手とか借り手とか作業の受託とか。作業受託も北海道の場合にはなかなか採算が合わないということですから、サポートセンターの清水町の場合などは受託側にお金をつけて採算の合う状態にまで持っていくと。地域がスムーズにいくように、市町村とか農協がちゃんと財政負担をするということも含めながら支援していくことになると思います。

さらに今まで、経営もみんな自分の土地にすることだったわけです。これは「柔構造なファームサイズ」と定義していますが、どういう意味かというと、全部自分の土地にしたいというのは農地解放以降わかります。きっちり自分の土地を管理したいというのは、自分の土地にしたからできるのですが、今北海道で一年間に三万ヘクタールぐらい農地が動いている中で、賃貸借が六割です。買いたくないという面と、農業開発公社が入っているので、三年なり五年なりの一時保有で一時貸付がありますから、それで賃貸借が展開しています。最近ですと再設定と言いまして、一回賃貸借を結んだやつをもう一回賃貸借を結ぶというのが三割ぐらいあります。そういうわけで六割ぐらい賃貸借が展開しているのですが、それをみんな売買だと思つてはなくて、いまはもう一〇ヘクタールとか一五ヘクタールぐらいの規模まできたわけです。担保も随分あります。府県のサカタニ農産などとはわけが違って、担保の保全する力もかなりあります。従つて私は借地が一〇ヘクタールプラス五ヘクタール、畑作でいえば二〇ヘクタールプラス五ヘクタール借地という展開をむしろ積極的に推奨して、みんな自分の土地にすべきという考え方を必ずしもとらえなくてよいのではないかと。これ長期賃貸借は展開しないからでもありますけれども、高齢農家なり土地持ち非農家の方がある程度展開したり、売れないから貸し続けようという当麻のような動きもあるわけです。当麻などはこんなに安い土地だったら、負債がない

し売るのもいやだから貸し続けよう。そういう構造もあります。岩見沢の場合は土地改良負担金がありますからそうもいえないでしょうけれども、負担金のない所、たとえば旭川管内とか深川管内あたりがそういう展開をして、長期賃貸借をきっちり保護しながら全部自分の土地にした途端、私の家もそうだったのですが、跡継ぎが継がなかった。つまり二五年償還し終わった途端に跡継ぎがいなくて、貸し付けなければならぬとか売らなければならぬというのが二割とか三割いるとしたら、そういう構造はコスト高だと思っています。あるいは、六〇才ぐらいになったら二〇ヘクタールというのは経営できなくなるわけですし、跡継ぎもひよっとしたら継がないかもしれないという時に、もう一回一五ヘクタールに戻る、三〇ヘクタールだったら五ヘクタールを、自分が六〇才近くなつてあと五年経つて農業者年金をもらう頃になったらお返しすると。そういうような柔構造なファームサイズというのがこの後むしろ望まれるのではないかと思います。二五年償還して、当時ですと三・五%の資金を借りて五%の総合施設資金まで借りながら、払った途端に息子が継がないとか、あるいは息子がミニトマトをやりたいとかとなつたら、今まで土地をこれだけ拡大して買った構造は非常に高いものになるということです。もう少し柔軟なあるいは安上がりな規模拡大という方式も志向されてよいのではないかと。もちろん買える力がついたら買っていくいいわけです。どんどん買つていって四〇ヘクタールにしてもよいのですが、無理して自作地にする必要はないのです。二〇ヘクタールとか三〇ヘクタールとか十分自分の土地を持っているわけですから、さらに五ヘクタールとか一〇ヘクタール拡大する時にはもうちょっと柔構造であつてもよいと思います。農業者年金ですと一〇年賃貸ですから、十分土づくりも計画的にできるところです。確かに借地は肥料を投下しませんけれども、むしろ私の調査、十勝の事例をいろいろ調査しても、借地だから投下しないというのではないのです。遠隔地だから、離れているから投下しないのであつて、良い土地で地続きとかある程度の近い土

表6 当麻町地区別転作物作付状況(平成7年)

単位: ha、%

地区別	転作 面積	豆類	小麦	そば	花き 花木	野菜	調整 水田	地力 増進	牧草	比率
中 央	191.4	17.5	2.2		14.3	23.6	47.6	39.4	46.9	45.1
宇園別	79.4	12.1	2.1		1.4	33.8	19.4	1.9	8.7	13.4
伊香牛	81.0	8.7	5.1	0.3	3.0	19.4	27.0	9.5	7.8	21.4
北 星	72.4	7.7	2.7		2.7	10.8	20.1	13.0	15.3	39.1
東	40.6	0.9			0.8	7.5	4.9	1.2	25.3	36.6
市 街	9.0	0.7			0.1	1.1	0.5		6.6	73.3
開 明	136.4	5.1	3.8		5.4	6.7	7.6	23.4	83.4	78.3
緑 郷	79.0	4.3	0.2	0.5	2.3	1.4	14.8	25.0	30.4	70.1
合 計	689.4	26.9	10.0	0.8	31.0	104.3	142.0	113.6	224.4	49.0

資料: 当麻町農林課資料より作成。

表7 所有権移転にみる農地保全合理化事業の実績(北海道)

年次	有償移転 面積計(ha)	公社売渡 面積(ha)	公社外有 償面積(ha) (A)-(B) =(C)	比 率 (B)/(C)	年度末保 有面積(ha)	公社保有 率 (%) (D)/(A)
	(A)	(B)			(D)	
昭和47	41,760	470	41,290	1.1	9,218	22.1
48	44,311	266	44,045	0.6	13,346	30.1
49	30,723	526	30,203	1.7	15,965	52.0
50	27,410	2,003	25,407	7.9	17,194	62.7
51	26,082	4,408	21,674	35.7	18,422	70.6
52	25,097	7,739	17,358	44.6	18,225	72.6
53	21,424	5,091	16,333	31.2	17,907	83.6
54	21,504	7,551	13,953	54.1	14,046	65.3
55	18,864	3,351	15,513	21.6	13,876	73.6
56	15,371	4,391	10,980	40.0	12,163	79.1
57	16,284	3,684	12,600	29.2	12,543	77.0
58	15,406	4,137	11,269	36.7	12,612	81.9
59	16,013	4,884	11,129	43.9	11,971	74.8
60	18,864	3,021	15,843	19.1	12,301	79.3
61	15,516	3,303	12,213	27.0	12,184	83.7
62	14,359	3,590	10,769	33.3	11,896	82.8
63	16,552	4,832	11,720	41.2	10,907	65.9
平成 1	17,127	3,523	13,604	25.9	11,056	64.6
2	16,635	3,484	13,151	26.5	11,275	67.8
3	17,138	3,847	13,291	28.9	11,438	66.7
4	14,669	3,220	11,449	28.1	12,925	88.1
5	12,632	3,199	9,433	33.9	13,213	104.6
6	15,477	4,096	11,381	36.0	12,276	79.3

注: 比率では、自作地有償移転面積には公社の売買面積もカウントされているから二重計算を差引き調整した。

資料: 北海道農政部『北海道農地年報』各年次、および北海道農業開発公社『農地保有合理化事業実績表』より作成。

地だったらちゃんと堆肥を入れています。ですから投下しないというのは認識不足であって、借地であろうと何であろうと長期であれば回収するだけちゃんと増投しています。むしろ離れているから投下しないのであって、借地の場合はだいたい遠隔ですから結果としてそうになっているということだと思っています。従ってもう少しその辺の仕組みを変えたり利用集積すれば、借地であっても一〇年借地だったらちゃんと一〇年分だけはちゃんと増投して回収すると。そして一〇年経ったらもちろんお返しするでしょうが、そういう土づくり土地利用をしていると思います。そういう意味で長期貸借とセットしながら、もうちょっと柔構造な仕組みが北海道の農業経営の中にあってもよいのではないかと思います。もちろん買える時は買ってよいわけです。

さらに低投入粗放型という言い方にならないと思うのですが、UR対策の種子助成もありますし、ヨーロッパのEUの粗放型になってくと思うのです。たとえば黒松内の事例ですけれども、黒松内になると担い手が限定されていますし、水田の価格が一五万円一七万円でも高い手がないのです。草地よりは高いですけども畑ぐらゐの価格にまでなっています。しかし買わない、借地で十分だということです。たとえば五〇ヘクタールの経営で二〇ヘクタールぐらゐ借地していますが、良い所だけ借地しています。悪い所は誰も借りてくれませんから自分で作るしがあります。六五才の高齢農家で、第三者委譲できなくて自分で作っているところがあります。北海道の将来の一つの事例かもしれません。後志管内とか檜山管内は担い手が限られてきていて土地を持て余しています。何人か担い手はいるのですが、その農家ももう引く手あまたというかどこを使ってもよいということで、良い所だけ二〇ヘクタール借りて、自分の土地が三〇ヘクタールですから五〇ヘクタールでやっています。どういう経営をやっているかという、その二〇ヘクタールの土地で三圃制をやっているわけです。たまたまその方は種バレイシヨを作る権利を持っていて、種バレイシヨを作って休閑するのです。その後また

種バレイシヨを作るのです。種バレイシヨ・休閑・休閑というヨーロッパの三圃制のような経営をやり始めています。自分の労働力で五〇ヘクタールはもう手が回らないのです。三〇ヘクタールは自分の土地ですけれども、畑作で良い所は四作できつちり輪作体系を組んでやっています。残りの所は遠隔でもあるのですが、借地の所でそういう利用体系をやっています。これは黒松内だけの事例かと思つたのですが、いろいろ調査をすると、新得とか美瑛とか周辺のところで結構、緑肥休閑のような対応とかスイートコーンででき込むとか、いろいろなことで随分見られ始めました。完全な休閑まではいかなくても、いろいろな形で休閑に近いようなものは、種子代助成も含めておそろくこの後こういう経営になってくるかと思っています。五〇ヘクタールといつても五〇ヘクタール全部は使いきれません。従つて良い土地では堆肥も入れてしっかりと取つて、悪い土地ではそれなりにしか取らないという経営です。牧草地帯などは完全に「あそここの土地はまったく作らないよ」というふうになってきているようです。浜頓別などもそうです。良い所は借地も含めてしっかりと使えけれども、悪い所だと一回しか草を刈らないとか刈りにも行かないとかそれなりの利用しかしません。猿払などでしたら完全に土地が余っていますから、良い所だけ、しっかりと二番草まで刈つて、ある程度良質な栄養価の粗飼料を確保しています。昔に買った土地で草がぼうぼうの状態になっている悪い所は本人も覚えていないような「ああ、そんな土地ありましたね。ここ二、三年作りにいっていません」というぐらゐの対応になってくるということです。水田は使わないということはないでしょうが、おそらく畑作でも出てくる経営だと思っています。あるいは土づくりも含めながら粗放利用をして五〇ヘクタールをしっかりと使っていくと、もちろん戸数がだんだん減ってきますから、一〇〇ヘクタールあつて五戸しかなくなつてしまつたら一人二〇ヘクタールになっていくわけです。それが三戸になつたら三〇ヘクタールになるわけです。そういう意味では頭数だけでもだんだん減っていくわけで、四〇ヘクタール五

〇ヘクトール六〇ヘクトールとなつていつた時に、家族労働力を法人化しても労働力が足りないのは同じですからそういうことになつていくのではないかと思います。そういう将来を見通しながらということもあるのですが、ただそれは黒松内の事例でも比較的余裕のある農家です。二〇ヘクトールを二年間何も作らないなどというのは、やはりちよつと余裕のある農家でしかできません。負債累積していて、償還に追われている農家が休閑でいけるのかといつたらやはりいけないわけです。今はそのギャップがあると思います。将来の図式、おそらくだんだん戸数が減つていつた時はそうだろうし、ある程度耕地面積を減らさない構造はそういう構造だとEも言っているし、そうだろうと。しかしそれぞれの経営はそこに持つていけないのです。今は日々の償還圧で、血眼になつて野菜を作つたりしながら何とか所得を確保しなければならぬのです。一昨日行つた浜頓別でも野菜を入れようと言いつて出しているぐらいですから、畜産地帯でさえ野菜を入れれば所得がだんだん目減りしていつています。いわんや水田地帯・畑作地帯もそういうことだろうと思ひます。その傾向は変わらないわけです。

そういう中で将来の仕組みを頭の隅に置きながらどう立て直していくのか、余裕のある農家からそういうことをやっていくのではありません。シナリオはあつても全体に行き渡るにはほど遠い話だと思ひます。

四、担い手対策・その育成と再編

(一) 一代限りの経営展開と農地継承

話が飛び飛びになつて何も結論めいたことも言わないまま先にいきまされども、今一つは「担い手対策」という今日与えられたテーマになります。北海道で一代限りという経営がもう三割近く出てきています。この農家をケアする、この農家が留まる、あるいはもう一回農業に復帰するといふ可能性は非常に薄いと思ひます。時すでに遅しといふのが現

実だと思ひます。ただこういう農家を地域の一定の役割としてきつちり位置付ける必要があるし、高齢農家の方もずっと貸し続けたり自分も作業できるように支援する仕組みを北海道においても用意する必要があるといふことは先ほど言つた通りです。私は二年ほど前から二年間ぐらい上ノ国の湯ノ岱の神明といふ所を調査したことがあります。ここはご承知の方もいるかと思ひますが、六七戸、戦後に入植した戦後開拓の所です。もう上ノ国自体、平場の所でさえ担い手が非常に限られてきて何一〇戸しかないのです。その方も野菜を作つたり畜産であつたりいろいろしていますから、ほとんど限られています。そしてその方自体も出稼ぎに行つたりしているぐらいですから、なかなか大変です。担い手問題を立て直すには厳しいかなといふぐらいまでできています。その湯ノ岱の神明といふ所を二年間ぐらいで、全戸を調査させてもらいましたが、今は二戸までなつています。一番若い方で六〇才ぐらいですが、跡継ぎが一人もいないのです。これは戦後入植の地帯で、他の市町村にも随分あると思ふのですが、全戸調査して一番若い方などに聞いたところ言つていました。「私たちは息子・娘を全員高校を出したり一部大学を出したりした。自分たちはここで入植して、ここがまた原野になつていくのはやむを得ない」。これを守ろうとしても守りきれないわけです。平場の所でさえ上ノ国では守りきれなくなつてきていることも言めて、「神明地区の方が戦後入植して緊急避難で入つて、また元に戻ることに對してどう思ひますか」といふ質問に対して、「私一代が生きてこられたものでいいのではないですか」と、二二戸のうち七七八戸の方が同じようなことを言つたのです。これは私たち土地の問題をやっている側からみれば非常に忍びないのです。湯ノ岱といふ所には厚沢部からも来ているぐらいに、良い所だけは出作しているのです。ただ一部は完全に続々と林野化していつていくのですが、そこまで町が守れといつても無理だと思つています。戦後入植した所でも誰も跡継ぎがいなくて、一番若い方で六〇才ぐらいですから、あと二〇年もしたら誰もいなくなると思ひます。神

明の江差線の沿線だけは三戸ぐらいいますが、それは集落にいたるだけで昼勤兼業しているのです。集落自体には完全にいなくなつて戦前に戻つてしまふわけですが、自分たちが生きてこられて、息子達もちゃんと一人前に育てただけでもないかというのが非常に印象に残っています。これもまたやむなしと思っています。そういう意味では一代限りの経営ということで、他の戦後入植のころを中心に続々とあるのかもしれない。しかしそこまで守りきるという考え方も、私はもうちょっと平場の所をきっちり守るという努力と、そういう長期計画を農村側あるいは地域側からきっちりたてるべきだと思います。株式会社参入も含めて、何とかそれを拒絶し何とか地域で守るような仕組みを農村側から仕立てるには、よほど悪い所まで守って平場を株式会社参入されるよりも、きっちり守べきところまで守り、どうもできない所は一時退却しいろいろな形で考えると、地域の保護地であつたり景観保全地域であつたり、そういう空間として一回後退してもやむなしであらうと。忍びないのは忍びないですけどもやむなしと、湯ノ岱の神明という所で思つた次第です。

(二) 担い手・農家子弟の地域的育成

さらに担い手と農家子弟の問題ですけども、今年から北海道農業法人会議が、農業会議と共催かと思うのですが、二〇名ほど社員を募集し始めるということとか、山村留学制度とか、農村部から仕掛けていくわけですけども、新規参入はもちろん、この後色々な形で呼び込まなければなりません。生産の場とか、もちろん農家だけの空間ではないであらうと。いろいろな形で都市部の方を呼び込み、農村を知ってもらふ空間として努力しなければならないということです。新規参入はもちろん、法人みたいな形で法人の一員になつたり社員になつたりしながら、そういう意味で、今年から北海道農業法人会議がやり始めて社員を募集するなどは、非常に明るい材料になると思います。ただ圧倒的に多

いのは農家子弟の息子をどうするかということ、おそらくウェイトとしては高いと思います。ですから新規参入は新規参入として努力してメニューもセツトしなければならぬのですが、やはり農家子弟なり農家に関連した人をどう留めるかということが先決問題だと思います。そのほうが八割九割だと思います。私は農業高校を出たのですが、うちの父親が跡継ぎを説得するのに失敗した組なのです。そういう立場の者が担い手対策というのはなかなか言いにくいのでこの問題は嫌いなのですが、もう自分の息子を自分の親が説得するという時代ではないと思います。

地域が担い手をどうにか一定数確保するとか、いろいろな形で騙す、隣の人が隣の息子を騙すとか、騙し合うとかというのは無理であつて騙されませんけれども、個別農家が個別の息子を説得すると。それで失敗したら出て行ってしまうということですが、担い手というのはやはり地域の担い手ですから、もうちょっと積極的に地域で考えるべきだということに言いたいわけです。「俺の息子は継がせたくないから黙っていたんだ」と。私の家もそんな感じで余り言いませんでした。言えは継いだのかとか親のせいにするわけではないのですが、もう少し地域も含めてきっちり、若干儲からないかもしれないけれども、「あんたが残らないとだんだん減っていくんだ。何とか残れ」とか、お金が掛かるのなら一人五百万円ぐらいい出して借金漬けにして出られなくしてしまうとか、ちょっと過激で極端ですが地域の担い手だということで当たりをつけていろいろな形で騙すと。まったく農業が嫌いだという人は騙すわけにいきません。騙せる人というのはある程度農業が好きだという人です。その方を地域として何とか説得する努力、これからは地域は人です。

七〇才ばかりたくさんいても、二〇年経ったらどうしようもなくなっていくわけです。

(三) 農外からの積極的新規参入

二二市町村のうち、もうダメだなという市町村は、どことは言いま

せんけれども一〇ぐらゐはあるのではないのでしょうか。農協合併だけではなくて町村合併もあり得るというぐらゐです。農協の職員と役場の職員だけは若手はいるけれども、農家は誰もいない、みんな四〇才以上だという市町村もあるわけですから、今から何とか四〇才三〇才二〇才の人を地域ぐるみでということをお願いしたいわけです。いろいろな仕組み、研修制度・奨学金制度で済むのかどうかというのは地域地域のメニューだと思います。浜頓別に行ったら山村留学制度とかいろいろとやっています。すでにやっている市町村も随分あると思いますが、地域から担い手を仕組んでいくのです。大学も高校を回って誰か一人大学によこしてくださいと。大学だって潰れるかもしれません。私の北海道東海大もあと二〇年もつかどうかわからない時代です。拓銀も倒産するくらいですから普通の農家だけが苦しいのではない時代の中で、農村から仕掛ける話も含めてアタッシュケースを持って農業高校を回ったり、誰か一人騙してくるというようなことも含めた仕掛けが必要だと思います。つまり農協の職員と農林課の職員と一緒にどこかの府県へ行つて、「新規参入の人、いませんか」とか「花嫁にくる人、いませんか」とか「高校へ行っている人も後を継ぐように」とかいろいろ説得するようなことも含めて、仕掛けていく。もう黙って待っている時代ではないということをお願いしたいわけです。そういう問題になってこようかと思っています。

(四) 役割分担と経営者能力・農地継承

そういうことの中で先ず土地も確かに大事です。土地をある程度保全できたとしても、担い手がなければどうしようもないと。むしろ農地問題よりも「人ありき」なのかもしれません。ある程度人が確保されない限りどうしようもない話だと思います。冒頭に言いましたように基本法農政とか新農政とかで、適正規模とか規模拡大とかいっているのはもうそろそろ完全に見直さなければなりません。つまり完全に買い切れなくなったり取得しきれなくなったということ自体も含めて、もちろん農業

表8 支庁別農業移動に占める賃貸借面積、所有権移転に占める公社介入の推移(面積)

単位: %											
支 庁 別	昭61	62	63	平1	2	3	4	5	6	合計	
賃 貸 借 比 率	石狩	44.1	47.3	53.5	53.7	49.3	39.9	51.3	61.4	64.6	50.9
	渡島	66.5	66.7	75.1	66.3	55.8	59.2	75.5	82.9	72.8	68.5
	釧路	50.3	66.7	63.8	46.6	50.9	60.8	71.3	73.5	67.8	61.4
	後志	46.2	78.1	58.6	59.9	59.4	54.5	53.5	44.4	63.4	56.8
	空知	30.5	45.7	54.5	49.3	58.2	53.5	63.5	63.7	63.7	55.0
	上川	44.1	50.9	51.5	53.8	59.3	58.7	64.1	68.2	63.1	58.1
	胆振	52.7	60.2	38.3	52.8	66.4	46.8	44.5	83.0	77.3	57.6
	日高	56.5	40.3	35.9	41.3	44.3	43.8	46.5	65.1	56.4	45.8
	留萌	35.4	50.2	41.6	29.5	42.6	38.8	48.1	68.9	65.1	45.6
	網走	41.5	46.4	41.1	54.1	48.1	50.9	54.5	63.9	60.2	52.4
	十勝	45.5	50.3	39.9	40.8	49.4	53.2	59.3	62.9	60.4	52.1
	釧路	32.9	12.1	41.0	42.6	42.7	51.5	57.5	58.9	48.9	45.2
	宗谷	10.9	28.7	29.5	24.5	20.1	14.1	32.1	24.8	25.9	24.2
	根室	55.3	29.3	20.2	27.4	31.5	57.2	40.3	53.5	32.1	39.6
全道	42.3	47.2	43.3	45.7	49.0	51.5	55.1	62.6	56.4	50.9	
所 有 権 公 社 介 入 率	石狩	12.8	30.1	36.6	27.5	16.2	40.7	33.9	46.3	35.3	30.2
	渡島	8.6	36.9	8.5	8.5	4.4	5.7	8.5	3.6		9.8
	釧路	31.7	34.4	22.5	34.6	28.0	23.8	36.5	39.6	56.4	33.6
	後志	7.2	12.7	4.2	3.4	18.8	5.5	6.2	7.4	12.7	7.7
	空知	22.1	13.8	22.8	41.2	42.9	41.5	42.5	54.5	58.8	38.1
	上川	18.7	18.1	28.6	54.4	31.3	26.7	28.7	22.8	44.2	29.1
	胆振	5.3	30.0	34.6	13.1		131.7	1.3	22.2	49.2	28.8
	日高		4.6	2.1	1.0	5.5	18.5	1.3		2.5	3.5
	留萌	23.7	13.1	13.0	4.3	26.6	19.5	13.7	7.2	8.3	12.4
	網走	17.6	23.0	23.3	40.2	17.6	4.2	32.7	34.8	52.9	27.4
	十勝	35.3	33.0	42.6	27.1	20.8	24.1	25.2	32.5	45.2	33.1
	釧路	9.8	18.6	19.0	49.9	49.9	37.6	31.1	23.6	45.6	31.0
	宗谷	53.9	71.8	41.4	45.5	57.6	50.1	11.3	23.3	56.3	47.5
	根室	55.5	54.2	38.6	33.2	32.4	35.1	61.3	47.1	25.2	41.5
全道	24.2	28.3	31.7	26.5	29.8	30.5	32.5	33.0	41.9	31.0	

注: 賃貸借比率は(所有権移転面積+賃貸借設定面積)÷賃貸借設定面積から算定。

合理化の実績は公社完済・買入の合計値。

資料: 北海道農政部『北海道農地年報』各年次、北海道農業開発公社農地買入課資料より作成。

政策のせいでもあるのですが、そのテナポと離農のテナポと比べると完全に離農のテナポのほうが止まらないという構造の中で、ある程度きつちり担い手を留める努力をそろそろ仕掛けていかないと、時すでに遅しということになってしまします。ですから二二市町村のうち、かなりの所はまだ間に合うだろうから、間に合ううちに担い手をどうにか仕組んでいくということです。それは花嫁対策とかも含めて、もう看板をかけて待っている時代ではないと思います。市町村でどこに当たりをつけ

るかはわかりませんが、待っているのではなく、農村から出てどこかに出向いてセールしていく時代だと思っています。そうしない限り人がなかなか来ないだろうと。新規参入といっても二二市町村みんな引こうとしているわけです。しかも今は本当に数名が年間来るだけで、二二一名もおりません。そういうことを強く言いたいと思います。

五、地域資源保全と中間保有体の創設

(一) 農地の集積集団化へ向けた手法

―農地の中間保有強化・所有権長期保有体の形成―

さらにもう一つ、「農地の集積集団化へ向けた手法」という問題です。これは、一つは農地が集積されていて一団地であれば買ってもよいということですが。これは土地がちよっと悪くてもよいという言い方をします。従っていかに大機械化になり、零細な一ヘクタールとか二ヘクタールとか細切れにやつてもしょうがない。そんな所を二〇力所も二〇力所も渡り歩いて、二〇分も三〇分もかかってトラクターを動かして合ってもしょうがないと。ですからこれは交換分合とまでいいかれないと思います。水田地帯だと特に、美唄とかいくつかの成功事例がありますけれども、必ずしも交換分合とはいきません。従って利用集積と言いたいのですが、これはいろいろな仕組みがあります。法人的に土地を持っていたら三、四軒でグループを組んで、そのグループの中で法人までしなくてもよいと思うのです。これは浜頓別でまさに言っていて、そうだなと思ったのがあります。それは四、五人グループになって牧草の収穫作業も全部一緒にやっているのです。そしてその人達が土地まで一緒にしようではないかと言っているのです。ただ収穫物も違うし土地条件が違うものですから、農地の評価をしなければならないのです。評価をきっちりす

表9 団地数別 経営耕地分散の状況(平成7年・支庁別)

支庁別	田						畑							
	田のある農家 (戸)	～4 ヶ所 (%)	5 ～9 (%)	10 ～14 (%)	15ヶ 所～ (%)	計 (%)	1団地 面 積 (a)	畑のある農家 (戸)	～4 ヶ所 (%)	5 ～9 (%)	10 ～14 (%)	15ヶ 所～ (%)	計 (%)	1団地 面 積 (a)
石 狩	3,571	94.9	4.9	0.2	0.0	100.0	320	4,811	94.9	4.4	0.5	0.1	100.0	192
渡 島	2,360	93.9	5.6	0.4	0.1	100.0	132	3,335	88.1	10.4	1.2	0.3	100.0	184
檜 山	2,106	90.6	8.8	0.5	0.1	100.0	176	2,107	92.1	6.7	1.0	0.2	100.0	178
後 志	2,256	92.8	7.0	0.2		100.0	191	3,789	89.7	8.7	1.2	0.3	100.0	226
空 知	12,694	94.0	5.8	0.1	0.1	100.0	329	12,747	98.8	1.0	0.2	0.0	100.0	113
上 川	11,937	96.0	3.8	0.2	0.1	100.0	275	12,797	95.7	3.8	0.4	0.1	100.0	250
留 萌	1,291	95.9	3.3	0.5	0.4	100.0	295	1,608	87.1	11.3	1.2	0.4	100.0	556
胆 振	2,334	93.4	6.2	0.2	0.2	100.0	197	3,011	92.5	6.4	0.9	0.2	100.0	290
日 高	1,529	97.9	2.1			100.0	205	2,647	92.1	7.5	0.3	0.1	100.0	413
十 勝	228	96.1	3.9			100.0	231	8,486	66.6	29.9	3.1	0.4	100.0	631
網 走	1,346	96.1	3.9		0.0	100.0	192	7,743	65.9	29.6	3.9	0.6	100.0	465
釧 路								2,034	73.4	22.5	3.5	0.5	100.0	1,057
宗 谷								1,011	62.9	31.2	4.4	1.6	100.0	1,045
根 室								1,981	86.4	13.1	0.4	0.1	100.0	1,967
全 道	41,652	94.7	5.1	0.2	0.1	100.0	270	68,107	86.5	11.9	1.4	0.3	100.0	472

資料：北海道『平成7年農業事業体調査結果報告書』より作成。

ば交換分合も同じことになると思うのです。草地も似たようなもんだというところでやってみようと、畑作・水田の所は一边に吹っ飛ばしてしまうと思います。従って綿密な農地の評価をしながら、AさんがBさんの近くまで三〇分かつて行って、BさんがAさんの所まで三〇分かつてやって来ているという構造は、この後一万三千円になった時に対応できないと思います。そういう意味ではいろいろなメニューを使いながら、交換耕作みたいなことがあったり利用集積みたいなことがあったり、あるいは浜頓別であったような三、四軒法人に近いような形にしながら、搾乳作業は個体の性能が違いますから、そこまで一緒にやってみようと法人みたにならなってしまうし、共同が壊れてしまいます。従って綿密なところはきっちり個別にやって、そうでないところ、草地の場合は同じ条件であれば、草の収穫とか土地の利用ぐらいいまでもひよっとしたらできるかもしれません。それも土地評価をして、そのところは四、五軒の一緒の土地にしてしまおうということまでやっています。稲とか畑の場合はおそらく酪農みたいなわけにはいかないでしょうけれども、それをヒントにもう少し別の形も加味しながら地域地域の利用集積に努めるつもり二〇ヘクタール三〇ヘクタールになった時に二団地ぐらいいまで、昔からの土地と一番良い土地当たりをその方の土地にして、それ以外の土地を一回放出させるとか、あるいは利用集積で一回交換させるとか、いろいろな仕組みをセッとするということです。JA長沼の合理化事業の方も来ているようですが、長沼は見ていませんから何とも言えないのですけれども、これだけ貸借が展開していますから、貸借の段階で将来売買にいく可能性が高いわけです。ですからその段階でかなりやれることがあるだろうと思います。そういう意味では、北海道でも七市町村ぐらいの農協で合理化事業の資格を取得しているでしょうか。農協公社で持っているのでしょうか、そのような中でできたり、あるいは市町村がいろいろな形で貸借相対であったり親戚であったり、割と飛び地になる可能性が高いです。それをもう少しプールのたり町が入

表10 農地移動と大規模経営層への土地集積(北海道・面積)

農地移動と大規模化の進展（北海道・道内）

単位: ha

年次	移動面積	不耕作	～5.0ha	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0ha～	20.0ha以上集積率	
売買	昭55	27,410	-1,671	-1,373	107	491	985	753	707	16.3
	60	18,864	630	-1,790	-7	198	638	804	-687	5.5
	62	15,515	-481	-1,564	-136	170	438	648	245	9.7
	63	16,552	-1,425	-970	-210	151	164	924	500	11.0
	平1	17,127	-1,612	-1,353	-878	742	862	525	50	11.4
	2	16,635	-1,817	-1,648	-651	442	662	664	494	13.7
	3	17,138	-2,255	-1,867	-1,191	338	1,005	1,169	625	19.9
	4	14,669	-1,737	-1,106	-728	118	298	1,076	342	14.3
	5	12,631	-1,905	-1,305	-794	181	232	939	1,117	22.1
貸借	6	15,477	-2,445	-1,102	-551	656	391	500	1,058	15.4
	7	14,233	-2,265	-1,350	-932	307	355	401	746	10.6
	昭55	2,404	120	-939	-271	166	352	204	368	16.4
	60	5,882	-2,058	-1,751	395	843	894	1,303	372	27.8
	62	9,936	-1,021	-2,579	571	1,514	627	1,061	266	17.1
	63	12,651	-1,951	-2,360	639	1,602	939	1,169	236	19.8
	平1	14,406	-2,550	-2,296	502	2,072	1,682	1,249	254	24.4
	2	15,970	-2,003	-3,259	971	2,138	1,354	1,114	396	27.7
	3	18,229	-3,605	-3,305	492	2,165	1,789	2,164	1,141	30.7
4	18,185	-3,061	-2,608	363	2,535	2,086	1,795	1,325	34.8	
5	21,098	-4,111	-3,702	287	3,196	2,092	2,357	1,964	35.1	
6	18,576	-3,975	-2,964	326	3,090	2,024	2,698	1,621	38.3	
7	20,978	-4,576	-2,621	5	2,702	2,071	3,248	2,365	36.6	

注: 法人・交換を除く。各経営段階層における譲受面積に対する譲渡面積の経過分を示す。

20ha以上層への農地集積率は(譲受面積-譲渡面積)÷総移動面積である。

資料: 北海道農政部『北海道農地年報』各年次より作成。

ったり農協が関わったり、あるいは第三セクター、合理化法人などが関わりながら、その段階で交通整理もできるかもしれません。個別農家は個別農家のまま離農跡地を売買するわけですが、今は一戸で買えませんが

から二〇ヘクタールの土地が出たら三戸で分割したりするのです。それは保証人も含めて分割するわけですけれども、ただ個別農家が「俺はこっちの土地が欲しい」と勝手にやっていくと分散がどんどん累積します。やはり公的に交通整理をしないといけない時代だと思います。公的な権限、インシアティブとか、もちろん不満を持っている人とかやりたくない人もいるでしょうけれども、全体のためには何かしないと、みんな個別に任せていたらおそろしく大変なこと、大変なコスト高になっていくということです。

(二) 公社による保有合理化事業の充実

地域努力というかも少し利用優先に徹する、つまり土地は所有するということがメインではないのです。特に北海道はそうです。所有して「俺の土地だ」と言っているのは、府県の高い土地に引きずられた発想、あるいはアーサー・ヤングではないですけども農地解放に引きずられた発想だと思います。もう少し利用に徹した考え方で経営を考えていく必要があります。その時全部交換しろとは言いません。もちろん明治時代から入った所、屋敷回りと一番良い土地ぐらいはお互いに保障すると。そこを交換しろといったらめっちゃくちゃになってしまいます。そうではなくてそこぐらいまではお互いに権利として、飛び地であっても二団地ぐらいまでは一番良い土地でしょうと。あるいは屋敷回りで、おじいちゃんが入った土地だからこまでは保障しましょうと。でもそれ以外で一〇年前に買った土地とか二〇年前に買った土地とか、良い土地悪い土地いろいろありますけれども、そこをきっちり農地評価をしながら、三団地までにしたり四団地までにしたりしながら、ある程度の農地にして使いやすい圃場にするということです。悪い土地は悪い土地同士で交換することもできるかもしれません。良い土地と良い土地で、ランクをつけながらお金で換算する場合と、圃場の条件でいろいろな意味での等価交換があり得るのではないかと思います。それは地域の工夫だと思いま

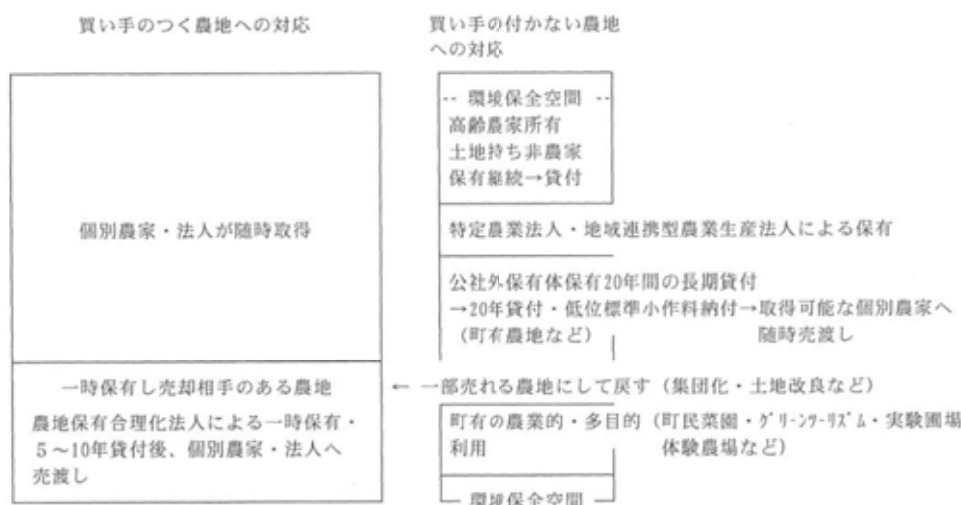
す。いきなり交換分合ではなくて、交換分合ができればそれはそれでおいに結構ですけれども、できなければいろいろなメニューがあるので、地域で即行で動かしていかなければならない時代だと思います。

あるいは大区画化ということですが、どこまで区画化すればよいのか、あまり大き過ぎてもよいというものでもないことはいろいろな試験場の研究で実証はされていますけれども、ある程度区画化することです。土地改良とか暗きょ排水とかも含めて、いろいろな形で農地の整備は必要だろうと思っています。あるいは場合によっては住宅とか経営移転ということもあり得てよいだろうと。つまり手狭な住宅から二千万ぐらいの移転料を用意して、五軒ぐらい移転すると一億になりますからちょっと大変ですが、三軒とか四軒とかということがあってもよいかもしれないということです。つまり手狭でみんな草が足りないという地区から、何軒か担い手のいない地区に移転してもらおうのですが、その時に一軒当たり一千万とかの移転料を町として提出するのです。リースとか離農跡地に入る公社の参入事業がありますけれども、あれに似たようなことが企画されてもよいかもしれません。いろいろな形で地域の農地をどう保全するかという問題も含めて、考えていかなければならないと思います。

(三) 公社以外による重層的農地保有体の創設

さらに、最近考えていることなのですが、ご披露いたします。もちろん財政負担が伴うことですから、なかなか一朝一夕にはいきません。しかし五年ぐらい言い続けていくうちに、ひょっとして予算化するかもしれないという考えです。それはやはり地域の農地の問題で、図1の左側ですが公社が関わっています。計算の仕方はいろいろあるのですが、公社の合理化事業で入っているのはだいたい四割かもしれないし五割かもしれないません。私の試算では三六%としておきますけれども、四割ぐらいが公社の合理化事業です。多くの市町村に利用されているかと思っています。

図1 農地の重層的保有体の概要



右側が売れる農地で左側が買い手のつく農地です。買い手のつく農地は、もちろん個別農家が法人も含めて随時いろいろな形で取得していても構いません。その中で開発公社の合理化事業で、これまで通り、あるいはこれまで以上の資金枠が用意されることを期待しますけれども、そうしながらある程度の事業はこの後も含めて同じように参入してもらいます。買い手のつかない農地というのがありますが、ここが今までからずっときているように、全部個別農家に結局はおんぶしてきたわけです。これをそろそろ遮断すべきだと。そして三〇%と高齢農家の方が随時出てきます。私の試算でも一五%以上にはなるかと思いますが、高齢農家の面積が出てきます。市町村によってはもっと出てくることもあるでしょう。しかし高齢農家の方は比較的面積が小さいですから、そういうことだと思っています。その他をあと何一〇年かのうちに引き取っていくわけですから、買い手のつかない農地は、高齢農家の方とか土地持ち非農家にこのまま持ち続けてもらいます。持ち続けてもらうためには、地域的に高齢農家を支援するようなサポートセンターも必要で、高齢農家をいきなり排除するべきではないと思っています。これは新農政とかにも反するのかもしれませんが、地元の農家はきっちり地元に残ってもらうと。現役の方ですから、ノウハウは新規参入の方どころではなく、一級品の技術を持ってもらえるわけですから、それを上手く生かして地域でそのまま活躍していただくということも含めて、一年でも五年でも長く土地を持ち続けてもらうメニューを用意すべきだと思います。そしてこの一方で一部耕後退して、先ほどの美瑛のように売れなくなってしまうと、この農地はどこも賣うことはできないだろうから持ち続けたまま減価リスクを負ってもらうと。特定農業法人あるいは地域連携型、これは北海道の単独事業ですけれども、愛別とか十勝管内であるような連携型法人があれば、これはもっと多くなると思いますけれども、ある程度これで地域の農地を保全してもらうということですが、これはもう大賛成です。

これは農地法の改正になりますが、残りの所はやはり市町村が負うべきではないか、あるいは市町村が負うしかないと思っています。株式会社が入れるのでしたら市町村が何とか農地を抱える、これは地方交付税交付金でしょうか、基準財政需要額の中に農地保全というのを盛り込むということになると思います。これはもちろん相当な軋轢もあるでしょうし、今財政縮小の折に市町村はそんなことできないということだと思えますけれども、農地保全の優先順位の高い市町村であったり、深川とか鷹栖などはやらなくてもどんどん売れていくかもしれません。力のない所は逆にできないかもしれません。しかしこれは若干地方自治ですから、できないところはできないでやむを得ないかもしれません。ただできるところ、力があり財政がありいろいろなところから地方交付税として財源を引っ張ってきたり、あるいは〇・一％ぐらいの格安の基金ができて町が何億円か借りて、もちろんこれはタダで貸すというのではなくて、二〇年というのは適当に書いたわけで一五年でもよいのですが、長期でなければダメです。五年ぐらいではダメで一五年ぐらいになるでしょう。今の長期保有で、農地保有合理化事業の長期貸付型ができましたけれども、あれに似たような形でもう一回五年プラスされる、再更新という形で五年ぐらいを想定していいかと思っています。それから低位小作料ですが、小作料が若干高いといわれているわけですから、蘭越とかでやっているように一割～二割ぐらい市町村が小作料を補てんして、若干安めの小作料にするのです。つまり貸しているほうは、自分も年金ですから小作料が下がるのは困るわけです。下げてもらうては高齢農家が住んでいけませんから、去年の減額要求でもやはりそうはいかなかったと。従って高くしたら今度は借りている農家が、「こんな高い小作料では、一〇年ぐらい借りているうちに買えるぐらいになるから買ったほうがいい」ということになりそうですから、その差額を若干支援しなければなりません。つまり一割～二割補てんするということです。

では高い地価で買ってよいのかとなると、住専問題みたいな形で町有

農地があるわけではないですから、ちゃんと評価して、あるいは二割引きぐらいでもよいかもしれません。あるいは一割ぐらいの経営転換タイプのような考え方でよいかと思っています。ただ一割～二割実勢から割り引いてもよいかもしれません。九割ぐらいで町で買いますよと。負債も上乗せされた形で買ったのでは、住専問題が町を抱えてしまいますから、そうではなくて、きっちり実勢、あるいは実勢から一〇％なり二〇％引きぐらいの値段で町が買い入れます。全部買うのではなくて、ちゃんと評価してこの後農地をある程度町で残すべきだという一定水準以上の農地です。これに町が関わるわけです。全部買っていると町も売り切れませんし、全部公共農地にするわけにもいきません。財源だってあります。これは国民の税金でもあるし、市町村単独で起債したから町場の方が文句を言いますのでそれはできません。税金はきっちり使っているというために、きっちり農地評価をして、農地評価のリスク分、将来一〇年抱えてい

表 11 年齢別世帯主 50 歳以上の後継者不在状況(北海道)

単位：戸、%

経営部門別	農家総数 (1)	世帯主 50～59歳農家				世帯主 60歳以上農家			
		農家数 (2)	(2)/ (1)	後継者 不在(3)	(3)/ (1)	農家数 (4)	(4)/ (1)	後継者 不在(5)	(5)/ (1)
昭和53	124,430	38,320	30.8	16,800	13.5	32,690	26.3	12,420	10.0
58	114,800	44,660	38.9	19,390	16.9	27,080	23.6	14,830	12.9
63	104,140	36,880	35.4	14,180	13.6	33,060	31.7	18,530	17.8
平成4	82,340	27,820	33.8	11,930	14.5	23,800	28.9	13,490	16.4
6	76,710	23,100	30.1	10,640	13.9	24,770	32.3	13,390	17.5
8	71,960	20,050	27.9	9,220	12.8	21,460	29.8	12,910	17.9

注：平成4、6、8年の農家は農産物販売農家数である。

資料：農林水産省統計情報部『農業構造動態調査報告書』各年次より作成。

るうちに若干減るかもしれないということで八〇%ぐらいで買い入れるということですが、オーバーローンになった場合は、あとの二〇%は農協とかいろいろなことであるか、本人負担になるのか。住専問題という形で考えるのではなくて町の財産だと。つまり町がきっちり財源として、学校を創ったり橋を造ったりするのと同じ財源の項目として農地保全というのが入るということです。もちろん今の制度ではできませんし今はないですけども、どこが引き受けるかとなったら市町村しかないだろうと思います。もちろん開発公社が全額買うだけの、昔四〇年、四一年頃に議論のありました農地管理事業団構想ぐらいが出てくれば、これには私は万々歳です。それをやってくれればよいのですが、そんなご時世でもないです。

(四) 「株式会社」 農地取得の拒否

私の作ったこのメニューは、府県では動く必要もないし動かないと思います。府県は兼業農家の方が持ち続けてくれます。町有農地みたいに肩代わりしてくれて、貸し続けてくれるわけです。府県は売買などというのではなくて、ほとんど賃貸借と作業受託だけで動いていて、利用集積させようといっているわけです。北海道は売買ですから、売買がもうどうしようもなく、今から次へとタライ回ししているのです。これは一刻も早く止めなくてはならないのですが、今止める手だてがないものですからみんな苦勞しているのですが、やはり町有農地しかないだろうと思っています。負担も小さい大きいいろいろあります。財源の無い所は小さいサイズ、五〇ヘクタールあるいは一〇〇ヘクタールぐらいからスタートするとか、いろいろなメニューがあつてよいと思います。そうしながら矢印が書いてありますように、一部は売れる農地にするとか町有農地ですから、この保有期間中に土地改良をしたり圃場整備をしたり、あるいは新規就農したりして、一団地にして誰か買い手に売るといふこともあつていいわけです。そして一部売れる農地にするために団地

化とか土地改良をした場合は、町で抱えている農地については一〇〇%町の負担でやるべきだと。その時は一〇万の土地が一五万になったりしてもよいと思うのです。つまり五〇%ぐらい値が高くなったけれども良い土地になったというのであれば、買い手もちゃんとつくわけです。市町村の規模と財源にもよりますけれども、そういう形でできるところから仕組むということです。これを公社に繋げていきながら、今までずっと考えてきて、やはり地域の資源は地域で守るしかないだろうと。私はまったく反対ですけども、株式会社などが入ってもそんな連中は当てにならないし、そんなことになる前に地域で何とか保全するべきです。あと五〇年も経つてどうしようもなくなった時、最終的にはそういうこともあるかもしれませんが、今はそんな場合ではないし、地域でなんとかする手だてはまだあるということを強く言いたいと思います。それも言めて今株式会社のような動きがあるようですけれども、断固、私個人的には反対したいし、反対できるだけのメニューも地域が「保全しているんだ。できるんだ。ちゃんとやるんだ」という姿勢も、見せなければいけない時代になってきたと思います。

(五) 地域資源の保全管理と食料「自給力」の維持

町はそういう形で何とか関わるといふことですが、これはおそらく北海道しかしないと思います。北海道と府県の青森とか秋田とかの一部のところまでしかできないし、関東とか近畿みたいに一坪いくらの地価の所で町有農地などという話ではないはずですから、北海道しか動かないという意味ではまさにこの制度でよいわけです。一応全国的に開放したけれども、北海道も財源のある所しか動けないかもしれません。財源のない所はない所でまた別の枠で用意しながら、いろいろな形で動ける所から先ず動いていく仕組みとして、私はこれしかないのではないかと考えています。町もそういうことを抱えた中で、一部どうしようもない所なり農用地としては使えない、あるいは個別農家としては任せられない



▲熱心に聴講する研修会参加者

という所は、町民菜園・グリーンツーリズム・実験農場・体験農場とします。体験農場なども、美瑛で体験学習という形で高校生とかにイモ拾いなどをさせているわけです。商売でやっているから、イモ拾いなどもかたくなくてやらせておけないわけですけれども、地域の方が管理しながら体験農場のエリアとして、たとえば一人一〇アールぐらい植えてあげて、「そろそろ収穫時期ですよ。やって来てください」というハガキ

でも出して来てもらえばよいわけです。もちろん利用料はきっちり一〇アール分だけ取ります。オーナーではないので権利はないですけども、場合によってはそういう形で体験農場ももっとゆったりと作ってもよいかもしれません。農地が余っていますから、余っている所を農地として多目的に利用したいというわけです。これを転用したりいろいろな形にするのではなくて、農地として利用するには一坪ぐらいではしょうがないわけです。町民菜園ぐらいの面積ではなくてもっと大々的に何かに利用して、お金をきっちり払ってくれる方に、イヤになるでしょうけれどもイモ拾いも一〇アールぐらいしてもらおうのです。いろいろなことを体験したいという方は、家族連れでやってきたり近所の人とやってきたりします。農業経営の中で体験農場という形で組み込むということは、ホームステイをしたりして美瑛でやっています。それはそれでいいですけども、もっと大々的な面積を仕組んでもよいと思います。そのようないろいろな仕組みも含めて、考えてよいのではないかと思います。

最後のまとめになるわけですけれども、そういう中でグリーンで安全で健康な物を大量に作って生産過剰になり、どんどん値段が下がっていくという悪循環が、政策的なシナリオでもあったわけです。どんどん大量に作ってみんなで生産調整し、価格支持が下がっていくと。やはりグリーンで安全だというのは高いのだというのを納得してもらわなければいけません。農村部では納得しているわけですが、都市部の方にどう理解してもらうかという努力が今まで足りなかったのではないかと思います。従ってグリーンな物は高いから商品は少な目で儲けは一緒だと。つまり所得は維持できるというメニューにしないと、みんなで規模拡大をして所得は一千万円稼いだけれども、次の年に三カ月みんなで病院に入ってしまったと。お父さんが病院に入ってしまった年にお母さんが病院に入ってしまったのではないわけで、そんなのでは跡継ぎも継ぎません。グリーンで安全な物は高いのだというのを、どう農村部から発信して仕掛けるかと。従って扱う量は今までからみたら若干少ないけれども、所



▲討論で質問する研修会参加者

得は維持できません。ただそれはまだ説得できていないと思うし、クリーンで安全だけれども外国製品のほうが安いからよいという、価格がまだ壁をつくっているのだらうと思います。そういう意味では消費者をどう巻き込んでいくか、つまり何を言いたいかというと、一人一人攻撃ではないですけども、農産物を作るのは結構大変なことなのだ、非農家の方あるいは都市生活者の方を一人一人説得するということです。農村部も生産者の場だけだったわけです。今まで続々とリタイアしながら、生産者が九・九%まで農村空間を独占してきました。そうではなくていろいろな形で農村に来て買って、見てもらって、体験してもらうのです。そして「やはり高くていいんだな」とか、「こういうふうによっているんだな」ということをしっかり見てもらうのです。ジャガイモもみんな同じ大きさではなくて、小さな物もあるし大きな物もあるしバカでかい物もあるというのをぎゅぐゅと見てもらうために、都市生活者を農村に引きずり込むという努力を農村部から仕掛けていかなければならないという時代になっていると思います。それを見せないから、テレビとかいろいろな報道だけで圧倒的な消費者は錯覚してしまうわけです。ですから一人一人攻撃です。私も大学で講義をやっているものですから、私の講義に来る者には少なくとも一人一人攻撃ぶりに、非農家の方ばかりですけれども何とか説得しようと思います。この後二〇年間教壇に立つとすれば相当数説得できます。そういう努力を最低限一人ずつから農家の方は農家の方を説得してもわかってるので、外の人を説得する時代だと思えます。場合によっては農村へ引きずり込んで、実際に見てもらうのです。そのためにはそういう空間も農村にいろいろな形でセットして、農村で楽しんでもらったり農村を見てもらうメニューを用意していかなければならないと思っています。ちょうど時間もきましたので、終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

現地報告

農用地の有効利用と担い手育成

財団法人 広島県農業開発公社

担当課長 居升 邦彦

司会 谷本先生には、現在各現場で抱えておられます農地をどのように取り扱っていくのかということ、かなり力強くお話しいただきました。続いて現場からの報告ということで広島県農業開発公社の居升さんをお願いします。

広島県農業開発公社は府県では比較的大きな公社です。北海道の公社は非常にほかでかいのですが、岩手とか広島県公社というのは歴史的にも長い公社でございます。そういう中で、先般私どもも調査に行かせてもらいまして広島県公社のことをいろいろ調べてきました。いち早く農作業の受委託について取り組んでおりまして、まだ完全に軌道には乗っておりませんけれども、徐々に今軌道に乗りつつあるという状況になってきております。そういうことで、今日は現場の第一線でご活躍されている広島県農業開発公社の居升さんから一時間ばかりご報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

居升 今日。広島県農業開発公社の東部事務所と言いまして、広島県で言えば大田岡山県の方に近いところにあります、居升と言います。大変珍しい名前、こういった発表会の時には、「居なくても居ます」ということでよろしくお願いします」というふうに発表させていただいて

おります。よろしくお願い致します。

今先生から大変大きな話を聞きましたが、広島県は北海道の規模から言いますと二〇分の一であります。もし二〇秒、三〇秒の農家がいらつしゃれば、県内トップになれるというような形であります。そういうことをお含みの上、拙い報告になるかと思いますが、現地から報告ということでもよろしくお願い致します。

一、広島県の農業実態

まず広島県の状況について簡単に説明申し上げたいと思います。広島県は属に日本の縮図とか日本の平均的な県というふうに言われております。生活や生産基盤が、今流行りの全国第何位とかいう県勢の順位がだいたい平均的なところにある県であります。地形的に見ますと、またこれが複雑でありまして、北は中国産地がございます。南は瀬戸内海で多くの島があります。そして川や谷、平野、盆地、それから高地などがたくさんありまして、広島県で降った雨はほとんど島根県、日本海に流れております。ですから気候的に言いますと、二、三年前に大干ばつがありまして、高知県の早明浦（サメウラ）ダムが干上がったというこ



▲広島県農業開発公社
担当課長 居升 邦彦さん

とばかりニュースになっておりましたけれども、実は広島県も同じで、川という川が全部干上がったっております。そういった状況で農業をやっている関係上、先程言いましたように零細規模の方がほとんどであります。作目的に言えば、ミカンからリンゴまで出来ております。ですから北部の方はこちらの東北・北海道のような北国のように、雪が一・五から二メートルも積もる地域もございます。スキー場も一〇何カ所県北にはございます。広島県は野性のスズランの南限地ということでも有名になつておりまして、いろんな顔を持っているというふうにお考えいただければと思います。

人口は約二八八万一千人ぐらいです。面積を何万平方キロメートルと言えばいいのですけれども、例えば高速道路を一時半から二時間一〇〇キロでぶつとばしますと、岡山から山口まで行ってしまう。それから縦に日本海の方へだいたい時速六〇キロで二時間行きますと、広島市内から島根県の方へ入ってしまうという、そのくらいの間隔です。北海道の公社と広島県の公社はなかなか関係がございまして、技術交流などをしてはいるのですが、その派遣職員さんが北海道から広島へ来られ

表1 広島県農業の主要指標と全国順位

区 分	調査時	単 位	実 数		本県の位置	
			広 島 県	全 国	シェア	順位
・総農家数	〒7.2.1	戸	92,197	3,437,569	2.7%	13
主業農家数	"	"	8,511	687,097	1.2	...
準主業農家数	"	"	17,369	743,514	2.3	...
副業的農家数	"	"	66,317	2,006,958	3.3	...
・販売農家数	"	"	60,294	2,646,975	2.3	22
主業農家数	"	"	7,701	676,455	1.1	32
準主業農家数	"	"	15,029	693,121	2.2	21
副業的農家数	"	"	37,564	1,277,399	2.9	10
農家人口(総農家)	"	人	345,789	15,060,184	2.3	20
農家人口(販売農家)	"	"	233,059	...	...	...
農業就業人口(総農家)	"	"	122,108	4,892,351	2.5	18
農業就業人口(販売農家)	"	"	84,044	4,131,947	2.0	24
基幹的農業従事者(総農家)	"	"	61,604	2,772,371	2.2	20
(うち女性比率)	"	%	48.4	46.4	-	14
(うち65歳以上比率)	"	"	64.9	...	-	...
基幹的農業従事者(販売農家)	"	人	46,720	2,555,463	1.8	23
(うち女性比率)	"	%	48.6	46.4	-	14
(うち65才以上比率)	"	"	61.6	...	-	...

(注) 1995年農業センサスから新たに主副業別農家区分が行われた。

主副業別区分の定義は、次のとおり

- ・ 主 業 農 家：農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ・ 準主業農家：農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ・ 副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家

たらず言われるのは、車を運転して、ハンドルを真っ直ぐ持っている時間がないと。常にカーブを切らなければいけないのです。山間部に行きますととにかくハンドルを真っ直ぐに走らせる時がありません。とにかく曲がっている。そういうような感じで地形を見ていただければと思います。

広島県の農業概況ですが、第一表を見ていただくと総農家数は九二、一九七戸です。全国的には一番目であります。販売農家は六〇、二九四戸、全国順位二位というふうな形で、順位と全国的な戸数を見ていただければと思います。

農家所得（農業所得）ですが、四七都道府県中一番下の四七番だというところを注目していただきます。

広島県をベスト一〇という中ではなかなか難しいので、農業に関するワースト一〇を昨日拾いだしてみたのですが、例えば水田の圃場整備率はワースト二位でございます。それから稲作生産コストはワースト四位です。それから急傾斜地域比率ですね、これもワースト三位。それから今回問題になっております、担い手とか遊休農地になっております高齢化率になりますとワースト一位になっていきます。全国一番の高齢者農業をやっている県であると。それからもう一つ、耕作放棄地もワースト三位でございます。ですから今日のテーマで、じゃあ広島県公社とそれから先程ご説明がありましたファームランド広島が、こういったことで地域または農家の方を支援しているかということにつきまして、順次説明に入らせていただきたいと思います。

まずは広島県の農業情勢ですが、（第2表）本県の農家は稲作農業を中心としております。その労働力は家族労働に頼っております。近年は農家戸数も減っています。総農家戸数を平成二年と七年で比較しますと、二年は二〇二、九三六戸あったのが七年には九二、一九七戸となりまして、約一〇％減少しております。今日のところは販売農家の農家戸数と農家人口または耕地面積の割合をざっとお話しまして、ご説明に替

表2 広島県農業の主要指標と全国順位（つづき）

区 分	調査時	単 位	実 数		本県の位置	
			広 島 県	全 国	シェア	順位
耕地面積	〒7.8.1	ha	69,500	5,038,000	1.4	23
（水 田）	〃	〃	49,800	2,745,000	1.8	22
（普通畑）	〃	〃	9,520	1,225,000	0.8	25
（樹園地）	〃	〃	8,840	407,600	2.2	16
（牧草地）	〃	〃	1,370	660,700	0.2	18
（1戸当たり平均耕地面積）	7年	〃	0.75	1.14	—	39
農作物作付け延べ面積	6年産	〃	64,200	5,049,000	1.3	27
耕地利用率	〃	%	90.9	99.3	—	45
農業粗生産額	6年	百万円	137,649	11,249,100	1.2	32
（ 米 ）	〃	〃	54,763	3,671,600	1.5	28
（ 野 菜 ）	〃	〃	21,214	2,467,400	0.9	37
（ 果 実 ）	〃	〃	16,332	961,500	1.7	21
（ 畜 産 ）	〃	〃	34,468	2,617,700	1.3	27
乳用牛飼養頭数	〒7.2.1	頭	15,800	1,951,000	0.8	26
肉用牛飼養頭数	〃	〃	34,100	2,965,000	1.2	27
豚飼養頭数	〃	〃	73,800	10,250,000	0.7	31
採卵鶏飼養羽数	〃	千羽	7,679	193,854	4.0	6
ブロイラー飼養羽数	〃	〃	907	119,682	0.8	29
①農家総所得	6年度	千円	8,519.2	9,091.2	—	31
②農家所得	6年度	千円	5,740.5	7,093.5	—	41
（農業所得）	〃	〃	563.3	1,593.1	—	47
③農業依存度	〃	%	9.8	22.5	—	44

表3 農家数の推移

(総農家) (単位: 戸, %)

年	総農家							
	計	専業農家		兼業農家			60歳未満の男子 農業専従者のいる 農家	65歳未満の男子 農業専従者のいる 農家
		計	男子生徒年齢人口 のいる農家	計	第1種	第2種		
55	130,611 (100.0)	17,593 (13.5)	5,916 (4.5)	113,018 (86.5)	14,827 (11.3)	98,191 (75.2)	9,925 (7.6)	...
60	123,021 (100.0)	20,405 (16.6)	6,120 (5.0)	102,616 (83.4)	10,019 (8.1)	92,597 (75.3)	7,510 (6.1)	...
2	102,936 (100.0)	19,989 (19.4)	5,539 (5.4)	82,947 (80.6)	6,031 (5.9)	76,916 (74.7)	4,981 (4.8)	9,187 (8.9)
7	92,197 (100.0)	20,086 (21.8)	3,982 (4.3)	72,111 (78.2)	7,330 (8.0)	64,781 (70.3)	...	...

(販売農家)

年	総農家数	販売農家							
		計	専業農家		兼業農家			60歳未満の男子 農業専従者のいる 農家	65歳未満の男子 農業専従者のいる 農家
			計	男子生徒年齢人口 のいる農家	計	第1種	第2種		
2	102,936	68,049 (100.0)	12,305 (18.1)	4,110 (6.0)	55,744 (81.9)	5,587 (8.2)	50,157 (73.7)	4,657 (6.8)	8,250 (12.1)
3	101,690	67,180 (100.0)	12,490 (18.6)	4,240 (6.3)	54,690 (81.4)	4,110 (6.1)	50,580 (75.3)	3,870 (5.8)	7,000 (10.4)
4	100,360	66,240 (100.0)	12,980 (19.6)	4,030 (6.1)	53,260 (80.4)	4,010 (6.1)	49,250 (74.4)	3,780 (5.7)	6,500 (9.8)
5	98,970	65,250 (100.0)	13,130 (20.1)	3,420 (5.2)	52,120 (79.9)	3,900 (6.0)	48,220 (73.9)	3,030 (4.6)	5,600 (8.6)
6	98,370	64,370 (100.0)	13,260 (20.6)	3,370 (5.2)	51,110 (79.4)	3,660 (5.7)	47,460 (73.7)	2,600 (4.0)	4,990 (7.8)
7	92,197	60,294 (100.0)	12,253 (20.3)	2,961 (4.9)	48,041 (79.7)	6,495 (10.8)	41,546 (68.9)	2,490 (4.1)	...

資料: 農林水産省『世界農林業センサス』ほか

()内は構成比

(注)1. 販売農家とは、経営耕地面積30a以上、または過去1年間の農産物販売額が50万円以上の農家であり、この基準に満たない農家は自給的農家として区分する。これは、90年センサスにおいて新たに導入された区分である。なお、平成3年以降は、総農家数以外は販売農家に関するものしかデータがない。

2. 90年センサスでは、調査対象農家の下限基準が全国一律に10a(85年センサスでは西日本では5a)に統一された。但し、経営耕地面積が10a未満であっても、過去1年間の農産物販売金額15万円以上(85年センサスでは10万円以上)の農家は、例外設定農家として調査対象とした。

また90年センサスから、「自家農業」に農作業受託を加えたものを「自営農業」と概念規定し、農作業受託が農業に含めて取り扱われることとなった。このため専業別農家数については、平成2年以降とそれより前とは対比できない。

えさせていただきたいと思います。同じく販売農家の専業農家だけの戸数を見ますと、平成二年に二二、三〇五戸あったのが七年には二二、五三戸と、こういうふうな減少を示しています。男子で生産年齢のいる農家が四、一一〇戸から二、九六戸になっているというふうな形になっております。六〇歳未満、六五歳未満の数字もそれぞれ見ていただければ、これだけ農家が減っているのかということになります。六五歳未満ではだいたい四〇％ぐらい減っているということになります。

主副業別農家数の全国及び中国地方の対比ですが、平成二年と七年を比較しますと、農家人口は四〇万から三四万五千と一三％減っておりまして、特に基幹的農業従事者数の六五歳以上の人口が二四、九一八から二八、七八と増えています。これだけ高齢化が進んでいる、農家戸数が減っているスピードよりも高齢化になっているスピードが増えていると。この辺に注目していかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

今農家戸数・人口についてご説明しましたけれど、今度は面積的なこと、経営耕地規模別農家戸数の推移ということで、第四表の販売農家の欄を見ていただければと思います。平成二年に農家数は六八、〇四九戸あります。そのうち、先程二〇、三〇ヘクタールの話をさせていただきましたので面積の規模をいうのは大変恥ずかしいのですが、〇・五ヘクタール未満の経営農家が二三、〇五一戸あったと。〇・五から一・〇ヘクタールが二八、六〇二、その比率は全農家戸数に対して七六％ぐらいに及ぶわけです。それで平成七年も同じように見ますと、だいたい同率なのですけれども、この中の表で、三から五ヘクタールの経営規模の農家の方が平成の二年には五七〇戸いらいしますが、平成七年には六九四戸と増えています。このことは何故かと言いますと、広島県もそうは言いまして圃場整備がどんどん進んできております。それに伴って大規模農家に対して農地集積なり促進された結果ではないかと思うのですけれども、この三割以上の農家の割合というのは一％弱にすぎません。

表4 経営耕地規模別農家数の推移
(販売農家)

(単位:戸、%)

年	販売 農家数	0.5ha 未満	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0～ 2.5ha	2.5～ 3.0ha	3.0～ 5.0ha	5.0ha 以上
2	68,049 (100.0)	23,051 (33.9)	28,602 (42.1)	11,108 (16.3)	3,293 (4.8)	1,015 (1.5)	411 (0.6)	434 (0.6)	136 (0.2)
3	67,180 (100.0)	19,420 (28.9)	30,540 (45.5)	11,540 (17.2)	3,640 (5.4)	1,110 (1.7)	280 (0.4)	520 (0.8)	160 (0.2)
4	66,240 (100.0)	19,030 (28.7)	29,840 (45.0)	11,490 (17.3)	3,730 (5.6)	1,200 (1.8)	360 (0.5)	470 (0.7)	120 (0.2)
5	65,250 (100.0)	18,650 (28.6)	29,370 (45.0)	11,220 (17.2)	3,820 (5.9)	1,050 (1.6)	530 (0.8)	600 (0.9)	
6	64,370 (100.0)	18,610 (28.9)	28,890 (44.9)	10,720 (16.7)	3,920 (6.1)	950 (1.5)	670 (1.0)	610 (0.9)	
7	60,294 (100.0)	20,884 (34.6)	24,963 (41.4)	9,508 (15.8)	2,864 (4.8)	979 (1.6)	402 (0.7)	485 (0.8)	209 (0.3)

資料：農林水産省『世界農林業センサス』ほか

()内は構成比

二、広島県における農地流動化の実態

こういったような状況で広島県農業は稲作経営を中心ということで説明しましたけれども、その大部分は飯米の確保、それから稲作経営が兼業の所得のわずかな補填をしていると。それから先程ありました、財産管理の一つの手段として農業をやっている。北海道の方から比べますと、「趣味かいな」と言われそうなんぐらいの規模でございます。しかし先祖伝来守ってきた農地を今残っている高齢者の方は、「遊ばしてはいけない。そうは言っても、遊びながらでも保全をしていかなければいけない」とそういったような気持ちはすいぶん強いですね。

それから広島市から車で一時間圏内の農業地帯ですが、そこはだんだん農家が減っております。というのは最近の米価が下がった関係で、別に自作で飯米を確保しなくても買えばいいじゃないかというような観点から、また市内近郊の農地もほとんど遊休化してきています。遊休化どころではなくて、農地以外に転用されているというような状況に至っております。

そういったようなことで、耕地面積の推移ですが、(第四表)これはただ単に田畑の面積はどんなに移っていったかということを示したものですけれども、平成二年は七四、二〇〇ヘクタールの田畑がありました。平成七年には六九、五〇〇ヘクタールと約七％減少しています。これをちょっと遡って六〇年と比較しますと、七九、〇〇〇に対して六九、五〇〇ヘクタール、約一三％減少しているわけです。それを棒グラフ(図1)で書いてありますけれども、ずっと同じ比率で下がっておりますので、平成一二年UR対策関連の終わりのような平成一二年、一三年でどの程度減るかと言いますと、約二〇％ぐらい農地が減ってしまうのではないかと。昭和六〇年から一五年間に約一、六〇〇ヘクタールぐらいの農地が減るのではないかなという予想が県の方でも出されております。

その原因として、第5表の耕地の拡張・潰廃面積の推移というこ

表5 耕地面積

(単位: ha)

区分	田	畑	計	畑			
				計	普通畑	樹園地	牧草地
35年	112,200	78,100	34,100	25,100	8,760	240	
40	108,300	75,000	33,300	20,000	12,000	1,290	
45	103,100	70,600	32,500	16,000	14,000	2,520	
50	89,800	62,200	27,600	12,100	13,100	2,350	
60	79,000	55,400	23,600	10,200	11,400	2,040	
61	78,100	54,900	23,200	10,300	11,000	1,890	
62	77,200	54,400	22,800	10,200	10,800	1,800	
63	76,500	53,800	22,700	10,300	10,600	1,810	
元	75,200	53,400	21,800	10,200	9,830	1,770	
2	74,200	52,900	21,400	10,100	9,540	1,690	
3	73,400	52,300	21,100	10,000	9,420	1,690	
4	72,600	51,700	20,900	9,970	9,340	1,600	
5	71,700	51,100	20,600	9,870	9,200	1,560	
6	70,600	50,500	20,200	9,730	9,010	1,410	
7	69,500	49,800	19,700	9,520	8,840	1,370	

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

とて、圃場整備とか、最近は開畑というのはないんですけど、開墾等で畑は開いておりまして、そういった面積がどの程度増えているか。潰廃というのは自然災害、人為潰廃、田畑の転換ということで見ただければ、だいたい田で毎年約五〇〇ヘクタール、畑で約三〇〇ヘクタールの農地が減ってきています。これが全て遊休化とか耕作放棄地になっているとは考えられませんけど、一つの指標として、農地が少ない割りにこれぐらいの規模の、五〇〇、三〇〇という大きな面積が減ってきている、このような予想も推測できるのではないかと思います。

私は実は非農家の出なのですが、親父、お袋は農家の出で、私のことを言っただけなんですけど、血筋は広島県ではなくて島根県でございます。島根県の中国産地のと田舎でございます。今は見渡すかぎり家がございせん。一軒だけおじさんが頑張って農業をやってくれています。が、そういったようなことで、私の家族の状況を言えばすぐに広島県の農家の情勢なり農地の情勢になるのですが、恥ずかしい話なのでなかなかこういう場で言いませんが、とにかく零細規模の農家、担い手の減少というのが出ております。それから大規模農家の確立が、それに遅れては遅れていると。それからもちろん農地の流動化、集積率が低く、農地の遊休化、潰廃が目立っている。三つ目に特に言いたいのは、私も県公社の職員として地域に入る時に、こういう条件不利地の中にあって機械をいっぱい持っているのです。田植え機、トラクター、コンバイン。こちらの大型圃場であれば機械を整備されてもよろしいんですけど、条件不利地の中で、もうほとんどの農家が三セット持っています。

今公社の事業でいろいろ調査もしているのですが、六〇ヘクタールぐらいの中に約七〇戸の農家のアンケート調査をしました。それでこういう機械をお持ちかというのを金で計算しますと、六〇ヘクタールの田んぼの中に約二億円の機械がありました。数字を出して言えば皆さんピンとこられると思うのですが、全ての農家がほとんど機械を持っている。そういう機械が条件不利地であるにもかかわらず埋もれていると。そ

図1 耕地面積の推移(広島県)

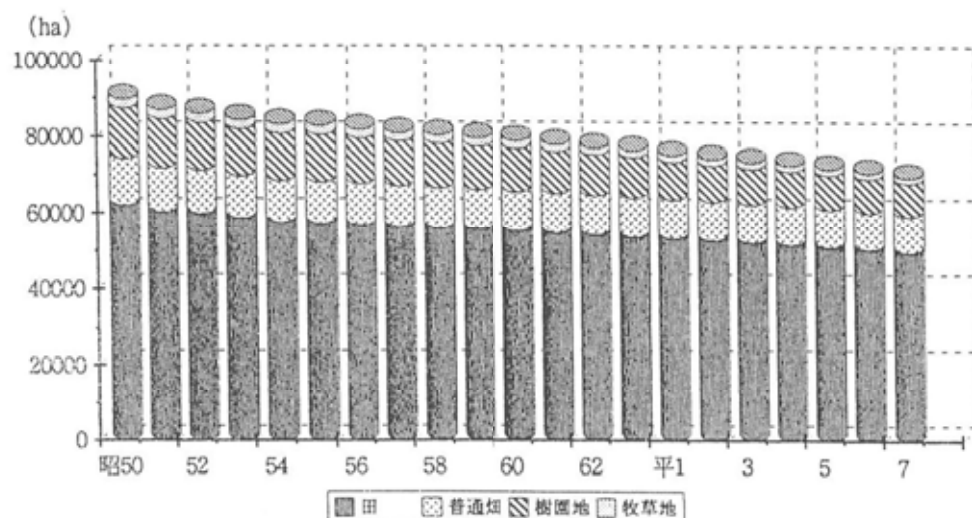


表6 耕地の拡張・かい廃面積の推移

(単位: ha)

(単位：ha)

区 分		拡 張 (A)					か い 廃 (B)				A-B
		計	開墾	干拓 埋立	復旧	田畑 転換	計	自然 災害	人 為 か い 廃	田畑 転換	
田	40年	48	44		3	1	1,250	193	912	143	Δ1,200
	45	35	19		2	14	1,800	1	1,700	94	Δ1,760
	50	95	43		21	31	1,160		1,030	133	Δ1,070
	55	5	0		0	5	395		294	101	Δ390
	60	2	0		2		444	27	358	59	Δ442
	61	12	0	12		-	464	3	420	41	Δ452
	62	3	-	3		-	548	0	476	72	Δ545
	63	-	-	-		-	553	12	488	53	Δ553
	元	-	-	-		-	408	-	364	44	Δ408
	2	12	-	12		-	547	-	448	99	Δ535
	3	-	-	-		-	608	-	555	53	Δ608
	4	-	-	-		-	616	-	558	58	Δ616
	5	-	-	-		-	551	4	491	56	Δ551
	6	3	-	-	3	-	629	-	558	71	Δ626
	7	0	-	-	0	-	670	-	568	102	Δ670
畑	40	608	461	2	2	143	1,410	37	1,370	1	Δ802
	45	425	320		11	94	1,530	0	1,520	14	Δ1,110
	50	377	241		3	133	1,000		970	31	Δ624
	55	156	55			101	305	0	300	5	Δ149
	60	170	91	17	3	59	423	5	418		Δ253
	61	144	103	0		41	589	-	589	-	Δ445
	62	151	79	0		72	549	-	549	-	Δ398
	63	172	119	-		53	321	1	320	-	Δ149
	元	72	28	-		44	915	-	915	-	Δ843
	2	131	31	1		99	599	-	599	-	Δ468
	3	106	53	-		53	358	-	358	-	Δ252
	4	111	53	-		58	313	-	313	-	Δ202
	5	58	2	-		56	335	-	335	-	Δ277
	6	85	14	-		71	561	-	561	-	Δ476
	7	129	27	0		102	555	-	555	-	Δ426

資料: 農林水産省『耕地及び作付面積統計』

(注) 前年の8月から当年の7月までの面積。

こへ条件整備もしないままそういう機械を買ってきますので、機械以上の労働力が投入されて埋もれているという現状であります。

三、「(有)農業公社ファームランド広島」の設立

(一) 設立の目的

こういう現状が平成に入りまして、各地からほとんど声が聞こえてきました。それで農業開発公社も、まずそういう話から、売買流動化、貸借とか売買の事業をやっていますけれども、それだけではなかなかやっていけない。やっていけないというのは、農地の流動化ができない。じゃあソフトとハードをセットしようじゃないかというような動機で、農業公社ファームランド広島というのができてきているわけです。

その経緯についてややご説明させていただきたいと思っておりますけれども、先に説明しましたように、広島県は特に高齢化が進んでおります。農業従事者の高齢化と担い手不足、農作業委託を希望する農家の増加、耕作放棄地の増加などによりまして、地域の維持管理、環境保全の管理、または営農集団、そして市町村公社におけるオペレーターの雇用確保の問題等がどんどん出てきました。これが平成四年か平成五年くらいだったと思います。先程申し上げましたように、県の農業開発公社は農地保有合理化事業というソフトのものと、こちらでもやられています機械作業ですね、自ら公社の職員がブルドーザーやバックホー、またトラクタに乗りまして、機械部門がございます。その二つの部門を合わせまして平成五年に農作業受託推進班というのを公社内につくりました。もちろん職員は全部公社の職員でありまして、その中で水稻の基幹作業だけをやっていこうじゃないかと、実験的にやろうじゃないかということで、平成五年にスタートをしました。これが農業公社ファームランド広島の前

身になるわけです。

平成六年には県単事業で、その公社がつくる農作業の会社を広域的農業生産法人として認めてやろうじゃないかと、県単の予算で無利子の資金をつけていただきました。予算化していただきまして、その無利子の融資をもとに農業公社ファームランド広島というのができたわけです。それが平成六年であります。社員は八名でスタートしまして、そのうち二名は公社の職員が出身しております。

(二) 事業の実施体制

事業の内容と推進体制ですが、農業公社ファームランドの概要ということで表をつけております。(図2) 法人の名前は「有限会社農業公社ファームランド広島」ということになっております。住所等がずっと書いてありまして、法人の構成員及び出資金というところがありますが、ここに名前が上がっているものは全て、今はもう退職した者や公社を辞めて会社に移った者もいますけど、この時点では皆公社の職員でありました。現在松島亨というのが社長ですが、これも農業開発公社の担当部長をしておりまして、今はファームランドの代表取締役という形になっております。本来であればファームランドの社長がこちらの方へおじゃましてもっと具体的な話をしたいところだったのですが、所用で来れないということがあり、それで急遽私がこういう事業の説明をしているということでもあります。役員も右に書いてありますように、農業開発公社からの出向ということで名前が書いてあります。今四人ほど行っております。監査役も毛利というのが農業開発公社の常務理事でございます。こういったような会社で農業公社ファームランド広島ができておるといふことであります。要するに有限会社農業公社ファームランド広島といえども、県の農業開発公社と全く一緒だと、一緒に事業をやっていると。農業開発公社が合理化事業をもってファームランドはその実践部隊であるというような形で事業を推進していこうという姿を見ていただ

図2 農業公社ファームランド広島概要

法人の名称	有限会社 農業公社ファームランド広島																											
代表者職・氏名	代表取締役社長 松島 亨																											
所在地	〒730-0051 広島市中区大手町四丁目二番一六号（三次営業所：〒729-6201三次市和知町365-4）																											
電話・FAX	TEL 082-541-5188（三次：0824-66-1481） FAX 082-541-5177（三次：0824-66-1832）																											
設立年月日	平成6年7月20日																											
法人の機構図	取締役会 社長 専務 事業第一部（3名） 事業第二部（10名）																											
法人の構成員及び出資金	<table><tr><td>財団法人広島県農業開発公社</td><td>200万円</td></tr><tr><td>松島 亨</td><td>20万円</td></tr><tr><td>横山節弥</td><td>20万円</td></tr><tr><td>川野明成</td><td>20万円</td></tr><tr><td>松本一登</td><td>20万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>300万円</td></tr></table>										財団法人広島県農業開発公社	200万円	松島 亨	20万円	横山節弥	20万円	川野明成	20万円	松本一登	20万円	合計	300万円						
財団法人広島県農業開発公社	200万円																											
松島 亨	20万円																											
横山節弥	20万円																											
川野明成	20万円																											
松本一登	20万円																											
合計	300万円																											
役員の構成	<table><tr><td>代表取締役社長</td><td>松島 亨</td><td>財団法人広島県農業開発公社</td></tr><tr><td>取締役専務</td><td>横山節弥</td><td></td></tr><tr><td>取締役第一部長</td><td>河野明成</td><td>財団法人広島県農業開発公社</td></tr><tr><td>取締役</td><td>片場益治</td><td></td></tr><tr><td>監査役</td><td>増原 武</td><td>財団法人広島県農業開発公社</td></tr><tr><td></td><td>毛利英人</td><td></td></tr></table>										代表取締役社長	松島 亨	財団法人広島県農業開発公社	取締役専務	横山節弥		取締役第一部長	河野明成	財団法人広島県農業開発公社	取締役	片場益治		監査役	増原 武	財団法人広島県農業開発公社		毛利英人	
代表取締役社長	松島 亨	財団法人広島県農業開発公社																										
取締役専務	横山節弥																											
取締役第一部長	河野明成	財団法人広島県農業開発公社																										
取締役	片場益治																											
監査役	増原 武	財団法人広島県農業開発公社																										
	毛利英人																											
職員数	13名（常勤10名 オペレーター3名）																											
主な業務内容	・農産物の生産、加工、販売 ・農業生産に必要な資材の生産販売 ・農産物の貯蔵、運搬 ・農作業の受託 ・農用地の安全管理 ・農用地の整備、改良 ・前記に付帯する一切の事業																											
保有機械と施設の状況	<table><tr><td>・トラクター</td><td>6台</td><td>・トラック</td><td>3台</td></tr><tr><td>・田植機（6条）</td><td>4台</td><td>・附属機械</td><td>9台</td></tr><tr><td>・コンバイン</td><td>4台</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・防除機</td><td>3台</td><td></td><td></td></tr></table>										・トラクター	6台	・トラック	3台	・田植機（6条）	4台	・附属機械	9台	・コンバイン	4台			・防除機	3台				
・トラクター	6台	・トラック	3台																									
・田植機（6条）	4台	・附属機械	9台																									
・コンバイン	4台																											
・防除機	3台																											
農作業受託面積（ha）	年 度	耕 起	代 か き	田 植	刈 取	防 除	そ の 他	合 計																				
	H 8 年 度 実 績	51	44	37	28	3	0	163																				
	H 9 年 度 実 績	65	47	40	34	9	0	195																				
	H 10 年 度 実 績	73	50	50	45	15	0	233																				
10a 当たり作業料金（円）	項 目	耕 起	代 か き	田 植	刈 取	防 除	そ の 他	合 計																				
	金 額	8,000	9,000	8,000	20,000	2,000	0	51,000																				
予算額（千円）		H 8 年度		H 9 年度		H 10 年度																						
		136,000		180,000		210,000																						
設立の趣旨と重点的な活動並びに課題		（趣旨） 農業の担い手不足、耕作放棄地の増加など地域営農や農村環境の維持・保全が困難となっている状況に対応するため、広島県の県域を対象として農作業の支援を行う。 （重点活動） 担い手農家、農業生産組織等の体制が整うまでの間、市町村、農協、農業団体等と緊密な連携を取りながら農作業の支援を行う。 （課題） 県内一円の農作業受託体制のため、作業面での採算性が低い。																										
その他																												

ればと思っております。

現在実際に仕事をする人間は一三名おります。常勤が一〇名、ここにオペレーター三名と書いてありますけれども、これは皆オペレーターで全部コンバイン、トラクター、全て乗ります。その一三名の構成を見ますと、最近毎年一人ずつ二〇代、三〇代の職員が入ってきております。それから公社の中堅職員も一人出向しておりますので、平均年齢が三〇代ではないかなと思います。その中にはどういった方がいらつしやるかと言いますと、地域の担い手候補の方が四、五名いらつしやると思います。今から農地を集めて何らかの生産組織なり担い手になろうという人が、ファームランドの社員として雇用されております。社長に聞きますと、一定の期間一〇年ぐらいたを目安に雇用期間を置いて、一〇年後には地域に帰って担い手となっていただくんだというような形で言っておりますけれども、その担い手候補の方も今ではもう五〇代になられておりますので、決して若くはないのですけど、今からは五〇代以上、六〇代が頑張らなければいけない時代ですので、ちょうど時代にマッチしているんじゃないかなと。

私も二〇代の者を一人、二人知っているのですが、昨日まで真っ赤に髪を染めてここへキラキラしていたのが、社長の一喝で丸坊主にしてきまして、ある日行ってみますと草刈り機をもって一生懸命田んぼの畦草刈っていました。これは精神的なことなんですけど、若い人も農業の素晴らしさを一緒に農作業をして体験してみる。先程体験農場のこともありましたけど、そういったことを経験しながら、社員として農業の面白さ、厳しさを教えていく、そういう場でもあるというふうにご理解いただければと思います。

そうは言いますが、このファームランドの社員募集をして人が来るというのは、バックには広島県農業開発公社という、財団法人でも県とか行政ではございませんけど、県の農業開発公社が後ろ楯になって、そういう若い人を集めたり担い手の人を探してくるという形がございます

ので、ファームランド独自の募集をして人を集めてきたというわけでは決まっております。やはり三Kと言われまして農業というのは嫌われています。「歳をとって体が動けんようになったら、開発公社の方へ行かしてくれんのか」という安易な期待のもとに來ているのかもわかりませんが、そうではなくて、やはり大きな団体がバックアップに後ろにいて、そこへ農作業会社を支援なり応援しているということを若い人達には思っているのではないかなと思っております。

事業の内容というのは読めばよろしいのですけど、こういう大きな6つの項目をもっております。農産物の生産・加工・販売から、農業生産に必要な資材の生産・販売、それから農産物の貯蔵・運搬、農作業の受託、農用地の保全管理、農用地の整備・改良、とにかく農業がつくものは今からどんな手を出していこうと。ただし手を出すのはよろしいんですけど、ファームランド自体になかなか機械設備とか施設がございます。そこで問題になってくるのが、保有機械とか施設はどうしているのかということなのですが、そこにトラクター六台、田植機が四台、コンバインが四台というふうになっております。これは全て県公社の機械でございます。県の公社の機械の一部は無償もありますけれど、リースをしております。初めはどうしても立ち上がりには施設とか機械に投資できませんので、こういった形で県公社が機械リースをするという形になっております。ですから地域に応じてそれが農協さんであったり町であったり、また第三セクターのような形になっている場合もございますけれども、ほとんどそういうような形でうちの場合は公社の機械を使ってもらうという形になっております。

業務運営にあたりましては、やはりファームランドというのは地元主体でございます。農作業をして会社の経営を安定させようとか、何とか人件費を浮かすためにこれだけの仕事をとってこななければいけないというのではなくて、あくまで地域の農協さんなり市町村なり、地域営農集団の手助けになることをモットーにしております。農業公社ファーム

ランド広島のモットーとしているのは、やはり後方支援の役割を果たしていく、このことが次の担い手なり地域営農を支えていくことになりはしないかということで、そういったことを目的にしております。

(三) 農作業受託実績と収支

それから県の農業開発公社には農地保有合理化事業というものがございいます。先程谷本先生の方からありましたが、この事業をフルに活用しまして、中間保有機能を活用しております。売買は数はやはり少ないです。貸借で一〇年の利用権を設定しまして、今現在公社の方で二〇ヘクタールの農地を抱えております。だれも借り手がありません。それをファームランドに農作業受託させまして、その米を売って地主さんに小作料を払って、残りの金で農作業をやっているというようなことが大まかなものです。ですから公社が一〇年間ほど、地区によっても違いますが五畝単位、一〇畝単位で農地を抱えております。もちろん転作もしますので転作田を利用した土地活用も今後考えなくてはいいけない。このようにソフトとハードをセットに、何回も言いますが、農作業受託なり推進しているという状況でございます。

先程言いましたように、担い手の人は四〇代、五〇代、六〇代も今から入ってくると思いますが、脱サラとか定年退職で地域へ帰ってきたけどなかなか機械装備がない。こういった方も職員にはななくても、言葉はちよつと悪いですが、常雇いとか日雇いでファームランドに入っていたら、まずはトラクターとかコンバインの技術研修をする。それから公社のそういう土地利用調整を使いながら徐々に経営を増やしていく。小さい地区なりにだんだん経営を増やして農地を守っていくという姿勢を持っていると思います。

それから問題の経営状況はどうなんだろうかということですが、決して経営は良くありません。赤字の団体でございます。(図2) 平成八年度に一億三、六〇〇万、平成九年度の今年は一億八、〇〇〇万、平成一



▲報告する居升課長さん

〇年度は二億一千万円、これはあくまで予算額でございます。やはり農業とこういう団体が株式会社と違うのは、農業公社ファームランドはファームサービスの事業体であるということがモットーになっておりますので、だからと言って経営が赤でもいいじゃないかという意味ではありませんが、一生懸命やりましてもなかなか農作業だけでは食べていけないという現実があります。経理の内容は、私も直接ファームランドの社員でないの聞いてきました。年間どのくらい赤字になっているのかということ聞きますと、五〇〇万から六〇〇万くらいの赤字があると。それがもう五年目に入っていますので、掛け算すればだいたいわかると思いますが、三、〇〇〇万円くらいの累積赤字があるのではないかなと。それも先程来から言いますように、公社の職員が出向しているわけです。機械も公社のものを使っているわけです。そういったような公社の依存度が高いわりにはそういったことになっています。

これは何故かと言いますと、まずは人件費が、私も含めて公社の職員は給料が良いのかということになります。そうではなくて、公的な立場での支援をするということにしていますので、農作業受託の料金が、採算ベースで単価が決まっていけないわけです。ある一定の地区では地域の生産組織なり担い手は六千円で代かき・荒起ししてくれま。公社が行くと、基準表についてはあとからまた説明しますが、反当八千円です。それでファームランドが入っているかと言いますと、入っていません。だからやはりそれよりも安く五千円にしなければいけない。そういったような事情が現実なのです。だけどそういう要望を無視して農業公社ファームランドというのはやっていけない。今から長い将来地域の担い手を支援するという役目があるならば、そういったことにも耐えてやっていかなければいけない。今採算ベースでいきますと、年間一人当たり六〇〇万から七〇〇万くらいの人件費がかかります。今一四〇五事業量を確認しないと事業展開ができないという事情であります。

来る時に平成九年度について聞きますと、だいたい一億八千万という数字で決算しておりますけれども、そのうち農作業受託の収入は四、六〇〇万くらいです。

(四) 加工・販売実績

それから農産物の販売をやっております。先程転作田で利活用と言いましたけれども、メロンとかトウモロコシ、それから米、米ももちろん販売しますが、餅米を作りまして、正月には正月用の餅を売ったり、一月、二月には県がやりますふるさと産品のフェスティバルとか市町村のフェスティバルに豆餅などを出したり、そういったこともして農産物の売上げはまだまだ、恥ずかしい話ですが二五〇万程度でございます。じゃあ後の金額は何かと言いますと、いわゆる農業開発公社がやっております基盤整備の土木工事です。土木工事で道路とか水路をつけるわけではあません。圃場整備で整地した後にトラクターでやりますと、農家のトラクターが小さいためにどうしても埋まったりしますので、公社が整地した後、工事から言えば、荒起しをつけてあげましょう、うちの大型五〇馬力、六〇馬力のトラクターで耕耘してあげましょう、それで農家に渡してあげましょう、ということファームランドを使っている。優先的にそういう仕事をファームランドに廻しているというふうにお考えいただければいいと思います。そうしないと、先程言いました一億八千万、二億という事業量を確認することがなかなかできない。そういったようなことで、県公社もファームランドの経営についても、役員、社長も公社の職員ですから、そういった面で深く支援しているということでございます。

(五) 農作業の受託と利用権設定の問題点

農作業の料金ですが、(図3)荒起しが七、〇〇〇円〜九、〇〇〇円と幅をつけております。それから代かきが八、〇〇〇円〜一万円、これ

がだいたい県内の各町村の方で設定されている基準単価というふう聞いております。農業公社ファームランドは圃場整備田を条件に受託するという形にしております。圃場整備未整備田はひとつこらえて下さいというふうに頭を下げています。圃場整備田は、圃場整備田をもらうからみな形がいいのかと言いますと、てんでばらばらであります。先程言いましたように飯米の意識が強く、自分のところが作った田んぼは一度は自分で作ってみたいと。広島県人は特に島国根性というのがあります。「土地は誰にも渡りません。何で売るもんか」と。これは生の声であります。それで地域の人が頼みに頼みに歩いて、「ひとつ、農地を集めたいね、貸したんさい」広島弁で言うわけですね。貸してくれと言えば、「はいじゃあ、しかたないの。小作料二万円出せや」と。とんでもないですね。そういう話になってくるので、なかなか農地が集まってくるのです。ですからこういうふうな単価でやっても、ここで代かきやってみたら、ここで田植えがあつたりするわけです。代かき・耕起がず

図3 平成9年度農作業料金表

1 基幹作業受託

作業内容	単位	金額(円)			備 考
		0.5ha～2.0ha	2.0ha～5.0ha	5.0ha以上	
荒 起	10a	9,000	8,000	7,000	春一回
代 か き	＊	10,000	9,000	8,000	本代のみ
田 植	＊	9,000	8,000	7,000	補植なし
施肥田植	＊	10,000	9,000	8,000	肥料委託者持ち
農薬散布	＊	4,000	3,000	2,000	農薬委託者持ち
刈 取	＊	23,000	20,000	17,000	カントリー持込運賃含む

※消費税別

※地区面積については、は場整備事業採択地区を基準として考える。

2 稲作一貫作業受託

作業内容	単位	金額(円)			備 考
		0.5ha～2.0ha	2.0ha～5.0ha	5.0ha以上	
一 貫 作 業	10a	116,000	106,000	96,000	消費税別

※地区面積については、は場整備事業採択地区を基準として考える。

荒起、代かき、除草剤散布、施肥、田植、防除2回、追肥、草刈2回
刈取、カントリー持込まで(カントリー使用料委託者持ち)

○水管理、カントリー申込み等の諸手続は、委託者で行う。

○苗・農薬・肥料は、受託者持ち。

土壌改良剤……………石灰チッソ入りミネラルG 120kg/10a
ヨーリン 20kg/10a
肥 料……………あきみのり 20kg/10a、稲2号 30kg/10a
春 農 薬……………エリジャン、アクト、ビームアドバンテージ
第1回防除使用薬……………バリダシン、ビームゾル、展着剤
第2回防除使用薬……………ラブサイドゾル、トレボン、展着剤

3 全面受託(利用権設定)

- ・利用権設定等促進事業とし、5年契約とする。
- ・小作料は、各市町村農業委員会により定められた標準小作料を基準として、それぞれの地域の実情を考慮して決定する。
- ・水管理は地主で行う。但し、水管理料として7,000円/10aを支払う。

☆お願い

作業料金の精算は、7月末と11月末の年2回とし、
稲作一貫作業受託の生産については、11月末1回とします。

一つとつながっていけば作業効率が良いのていいのですが、ファームランドは一つ飛びにやっているような状況です。というのは、誰も地域の者がやらない。それを何とか遊ばしてはいけないから農業公社ファームランドに作業受託がくるわけです。それを応援しているということで、この単価で本当は採算ベースが合わないといけないんだけど、なかなか採算ベースが合っていない。

それから先程公社が一括全部利用権を設定して一〇年ぐらいの設定をもっていると言いましたが、これは全面受託ということになっています。利用権設定の場合で、公社と地主はどういうことで小作料を結んでいるかと言いますと、地元の農業委員さんの決められている標準の小作料をもとに決めております。ですから去年あたり大変厳しかったのです。広島の場合標準小作料が圃場整備田で一万五千元から一万八千元です。それを公社が地主さんに払うわけです。それで米が残らで売れたかと言いますと、先程一万三千元時代と言われていましたけれども、広島でいたい一万二千元ぐらいです。コシヒカリだったら一万三千元から一万四千元いくのですが、広島はコシヒカリが少なく、ナカデシセンボンといって広島県特産の米です。公社が米を売って地主さんに小作料を払う。残りの金で作業受託をして下さい。それも肥料も防除も農業も、それからカントリーもその収量も全部入ってくるわけですから、皆さん、今日はプロの方ばかりお集まりなので、これ以上言わなくても、「赤になっっているな」ということがわかりだと思いますが、大変苦しい状況にあります。ですから機械費とか人件費とかいうのは公社がバックアップしているということでありです。

そういった農業公社なのに今後やっていくのかと、こういった方面でじゃあ展開していくのかということになるわけですね。ファームランド自体も県公社なり県からいろいろ支援していただいていますけれども、やはりもとは地元の主体になっているわけです。地元の地域営農集団、市町村、農業委員会、農協、そういった組織を作ろうじゃないか。支援

する団体を作ろうじゃないかと声をかけましたところ、後から話をしますが、広島県は連絡協議会というのを作っております。そういったものを使って日頃の情報交換なりやっていきたいということでもあります。先程言いましたファームランドが広域的農業生産法人という性格からも、ある一定の地区ではなくて、県内各地から要望があります。いろんな要望が出てきまして、何度も言いますが、地元主体の営農を後方支援するという立場をとっていますから、あそこの田んぼとあそこの田んぼをやれば効率が良くて、金が安く済んで、ファームランドに金が残るんだと言いましても、公という文字がうつすら後ろに光っていますので、ファームランド自体からいきますとなかなかそういう面で積極的に行きません。だから圃場整備田ばかり今はしているんですけど、要望の中には、未整備田もやってくれという要望が大変出てきています。それで「圃場整備してなければ、コンバインの四条、五条も入らないから、難しいんですよ」と。「そういうものかいな。農業公社と名がついているじゃないか。何とかせよ」という意見が出てきます。

（六） 集会的利用権等調整作業の推進

そういったことも今後どういうふうな形で・・・そういう農作業受託を展開していかなければいけないんじゃないか。どういうふうにしたらいいいんだろうかということ、今広島県公社は農業開発公社、県の公社をもとに農地保有合理化事業の中に、利用権設定等促進事業というのがあります。これは集会的利用権等調整事業と言いまして、私どもは集合事業と言っていますけれども、地域なり農家の方の意向を調査しております。平成八年から九年、今年度にかけて、今後農地をどうするのか、今後農地をどうしていくのか、それから担い手はいるのか、地域として今後地域営農をどう考えているのか、というふうな意向を調査して、その地域の土地利用計画を作りましょうというようなソフト事業です。それが出来ると、今度はもっと具体的なデータをとっていくわけで

す。先程機械の話を出しましたが、「あなたの持っている機械は何年に幾らで買われて何年までお持ちなんですか」と。これをファームランドがやりますと嫌らしいものですか」と。これをファームランドでやっている。そうして、どこの農家がどういう機械を持っていて、いつにはバアになるぞ、というデータを持っておくわけです。それでそういうデータをともに地域の営農組合、地域の担い手候補の方、それから県公社、市町村農業委員会、そういったような形で推進会議をもって、一つの土地利用計画を作るわけです。この一帯は担い手の方に集めてやつてもらおう。残った土地は公社が持っておきますから、ファームランドに管理・耕作させましょう、という絵を作って地元の方に合意を得るわけです。

今それを実践中なものですから、どういった成果があるというふうなわけにはなりませんけれども、先程七〇ヘクタールに二億ぐらいの機械費があると言いましたが、その調査をした関係上皆さんにこの前公開しました。そうしたら地域の皆さんもびっくりされていまして、これはもう機械なんか買うものじゃないと、それで例えば田植機が来年駄目になるよとかコンバインは次の年も駄目だという農家を色分けします。それをどんだん公社が保有していくわけです。ある程度まとまった段階で地域の担い手、こういう農作業受託組織の方へ利用調整していく。このような仕組みを今構築しつつあります。こういったものをともに、小さいとは言え集積された農地を、ファームランド、担い手、地域営農という形で区分して、効率の良い作業ができる地域を作っていくじゃないかという呼びかけをしております。

こういった会議の中に、ファームランドの担い手候補として勉強する職員とか公社の職員、また地域の農業者の方も入ってやりますので、今勉強中の担い手候補者の方も、地元に戻った時に、ただ単にオペレーター技術とか栽培技術だけではなくて、農地の利用調整というものも勉強できる場を作っていると。これが将来的に一〇年、二〇年先には役立つ

のではないかといいふうに思っております。

私も昨日も瀬戸内海の島へ行って、ミカンの遊休地の中の営農組合の人と話してきましたが、どこに行っても受け手がやっぱり問題なのです。よくよく話し合った結論は、担い手候補者は地元の方ではなくて県の農業開発公社がなくてくれやと。実働部隊はファームランド広島でいいじゃないかと。当面はそれでいかにやあいけんぞというのが広島県の実態です。しかし県公社は組織も小さくて、ファームランドの人員も先程申し上げたようなことなので、なかなか地域の要望に答えられていません。それではどうすればいいの。中間的に公社もそういう役目をするのだが、どうしても担い手を作っていかなければいけない。先程ファームランドの例で言えば、機械費とか施設費とかいろいろお金がかかる。それを先程言いました集会的利用権等調整事業で土地利用計画なり農作業受託の計画というものを作り上げますと、機械のリース補助ができるような制度がございます。農作業受託をもとに機械をリースするわけです。多分こちらでもやられているのではないかと思うのですが、トラクター、田植機、コンバインを公社が一旦リース社から借りましてそれを地元で貸し付ける。これの半分を限度にリース補助しようという事業であります。こういった事業で施設経費なり機械費を軽減していくという動きを今しております。

(七) 市町村公社の必要性

それで何回も言うのですが、農作業受託組織をつくっても、ただ単に農作業だけではなくてソフトからハードへと、そういったものをセットに市町村公社をつくっていかないと、ハードだけやっておくとうしても経営自体難しい面が出てくるということがあります。

広島県公社としては、ソフト的には先程言いました、集合事業による農地の利用調整を進めるとともに、ハード的には機械のリース補助をしていきたい。それから市町村、県におかれましては、なかなか財政が厳

しいとは言っても補助事業のメニューを考えていただいて、なるべく補助金が落ちるような事業を考えていただいたり、それから無利子の融資資金を今お願いしているところでもあります。今私は県の立場ではなくてファームランドの職員の立場で言っております。公社の職員の立場でなくて農作業をやっている立場で申し上げますと、やはり運転資金にまつてくるわけです。だから無利子の資金、それから先程県公社が広島県ではやっていますけれども、農地の利用調整、これはどうしてもセツトものでないといけないことがあります。

Ⅱ 遊休農地の活用対策

それから、広島県は遊休農地の対策を特に考えております。冒頭説明しましたように、中国山地の過疎地帯で、県北に行きますと一〇畝一五畝の集落がございまして、住んでおられるのは一軒ぐらいです。それも高齢者のおばあさんが一人住んでいて、この前農家調査へ入った時に、お茶を飲みながら話したのですが、「最近ではイノシシ、サルの方が多くて、何かしらん、イノシシ、サルに囲まれて生活しているような感じがしているよ」と。「おばあさん、田んぼはどのくらい植えとってんですか。誰に頼んどってですか」と聞きますと、「四月に来てみんさい」と、これ広島弁なのですが、「遊休地と言われている土地を測るよりも植えてある田んぼを測っちゃった方がええよ」と。そのぐらいの割合が遊休地になっているということなのです。そういう状況の中で、そうは言ってもおばあさんの気持ちは農地を誰かに守ってもらいたい。荒れっぱなしでは先祖代々に申し訳ない。そういう形になっています。そうか言っても山に返したくない。というのは、そのおばあさんの田んぼは五〇年代の頭ぐらいに圃場整備してある田んぼなのです。ですから三〇四〇mの道路はもちろんついているのです。そういう所でさえも荒れてきているという現状であります。

最近公社の事業にも県の事業にもこの事業にも遊休地の解消事業とい

う声が出てきましたが、公社が遊休地を一旦借り受けるのです。それで集まったら、誰か借り手がいるのかということをも市町村の農業委員会または改良普及センターなどと話をしまして、じゃあ遊休地を借りて前倒しをして暗渠排水をして完全化したら、誰か借りる人がいるのか、一〇年先には買ってくれるのかという調査も入っているわけです。今県公社は、そういった形で平成一〇年、一年ぐらいから遊休地を、遊休地地からこそ公社が借りて改良をして担い手に貸し付ける、こういった事業を進めていこうと思っています。

それで先程ファームランドの話がありました、そういった農地をもし借り手がいないのならファームランドの方で管理・耕作してもらおうじゃないかと。それから特産物として例えば米を作るのがあまり良くなければ、広島の方ではアスパラとかブロッコリーとかジャガイモもちらん作っておりますが、トウモロコシ類、そういったものを、じゃあファームランドの職員がそういう田んぼを借り受けてやってみようじゃないかと。そして米を作る作業をずっと効率化してそういった高付加価値の産物の方へ力を入れていこうじゃないか、そういったようなことを今考えております。

平成一〇年度県の関係で予算化したのですが、中山間農地緊急保全事業ということで広島の方では話題になっておりますけど、棚田保全の前倒しというものに対して補助を出そうと。長野県でも昨年末ですが、テレビが何かに出ておりましたが、単町で前倒し事業をやられている。それを遅ればせながら広島県もやりだしたということです。今後こういうふうな遊休地対策におきましても、県公社とファームランドがセツトになって遊休地の解消に地域の支援をしていこうじゃないかという意向があります。検討中であります。今調査段階であります。

それから担い手対策については、社員なり技術の研修の場として提供するというふうに言いましたが、最近広島県でも新規就農者ということでも全国各地に呼びかけました。県の農業開発公社は、売買した土地です

けれども、畑の面積で約一五〇ヘクタールぐらい農地を保有しております。今は一時的に借りている人もいますし、それから将来買ってくれる人も使っていますが、実際遊んでいる農地が、これは大きな声で国に聞こえますと怒られるんですけど、六〇ヘクタールぐらいの畑を持ってあります。これは所有者として持っているわけです。本来であれば大きな生産法人に売る予定でしたが、こういう農業が厳しい中で難しくなると。それじゃあこれを遊ばす手はないぞということで、新規就農者を全国に呼びかけまして、今全国から約五〇人の方が入っております。既にもう買われて、いろいろな鉢花を作ったり野菜を作ったりトマトを作ったりされていますが、やはり希望だけが入って来られる方が多いものですから、実際農業の厳しさ、経営の厳しさというものに直面されて去られていくと。だから今県なり地元から言われているのは、農業公社のファームランドが月給一〇万円でもいいから雇ってくれて、農作業を勉強しながら一年か二年研修させてくれないかと。そういう受け皿になってほしいという声がありまして、そういった方面で平成一〇年度もファームランドはやっていかなければいけないのではないかなということを経営が申し立てました。いわゆる研修農場なり研修道場的な役割を、農業公社ファームランド広島もやっているところでもあります。

三、市町村農業公社との連携

先程ちよつと話に出しました市町村、農協との連携についてですが、広島県で今市町村公社が一三公社できております。財団法人向原農業公社から始まって農業公社の名前が連ねてありまして、行政の町の方、それから最後に賛助会員として県、農業会議、農協中央会、それから経済連というふうに、こういう連絡協議会というものをつくっております。県の農業開発公社がこの事務局をもっておりまして、随時会を開いては事業推進においてどういった目的なのか、それから受け手をどうするか、そういう情報交換する場になっております。

今まで話したように、公社設立に当たってはどの市町村公社も県、市町村、農協、こういった方の支援を受けています。中には職員の出向があったり、県公社がファームランドにやっておりますように、機械を貸したり、それから今度は農協さんから言えば、出来たものの販売流通の確立をしてあげたり、そういったような幾ばくかの支援をうけているわけです。その公的支援を受けるためには、やはり遊休地解消をやるとか、少々赤でも担い手の受け皿になって仕事をするとか、地域営農を支援するとか、そういった公的性格をもたさなくてはいいけない。そのようなことで単票の補助金とか無利子の融資等の話も出しました。

しかしファームランドの経営内容の中でも説明しましたように、ファームサービス事業故になかなか私的収入と言いますが、収益事業に参入できない状況があるわけです。このことから、先程谷本先生も言われていましたが、どの公社も決して経営はうまくいっていないと。そういったところがくるんじゃないかと、これは個人的見解です。ファームランドだけかも知れませんが、確かにそういう儲け主義の農作業はできないよ、儲け主義の農産物の販売もできないよと、そういったところがあるのではないかなと思います。行政団体から公的な支援とかまた農地利用調整は地元の農業委員会と流動化推進委員さんがやるのだとか、今の県公社であれば公社が地域の農業委員さん、推進委員さんと一緒に農地の利用調整なり有効利用を考えようじゃないかというのをやるとか、そのように役割分担を明確にする必要がある。そのためにこの連絡協議会というものをつくっているわけです。そういう連絡協議会をもとに県、国の方へどんな提案しているかという役割をしているのではないかなと思っています。

四、今後の課題

今後多種多様な要望・期待がファームサービス事業体に寄せられております。事業体のいろいろな仕事の確保とか地域の担い手育成にそれがつ

なるといふことであれば、どんな行政なり農協さん、それから地元
の農業委員さん、農業委員会にご支援いただきたいというふうに思つて
おります。

広島県の農業の事情や農業公社ファームランド広島島の概要、今後の展

社なり農作業受託会社についての知恵と言いますか事例として、一つで
も皆さんの今後に役立っていたらと思います。一つの事例として
受け止めていただきたいと思います。簡単ですが、現地からの報告とさ
せていただきます。

開をかいつまして話させていた
きました。担い手問題とか条件不
利地問題の解消に微力ながら大き
く貢献する点は多いと思います。
何度とも言いますが、県公社の役割
も重要ですが、県や市町村、農協
等各種団体の支援なくしてはその
長期的な継続は見込まれておりま
せん。ファームランドは今度設立
五年目を迎えるわけですけれども、
も、決してその経営は順調ではご
ざいませぬ。まだまだ自らマネー
ジメントのあり方を考えて、ファ
ームランド自体もマネージャーを
育成・確保していかないと、地域
の担い手育成とか地域支援がで
きない状況になってはいけません
ので、今後も県公社と併せて勉強を
している最中でございます。
喉もぼちぼち潤ってききましたの
で、十分な説明ではなかったかと思
います。広島の方から来て小
さな話をしたということでもいい
のですけれども、こういう農業公

広島県市町村農業公社等連絡協議会会員名簿

区分	名 称 等	設立年月日	連 絡 先
会 員	* 財団法人 向原町農業公社	昭和63. 9. 26	〒0826-46-4303
	吉舎町農業総合管理公社	昭和62. 6. 1	〒0824-43-3900
	財団法人 みわ町まちづくり公社	昭和63. 3. 29	〒0824-52-3969
	有限会社 千代田町農林建設公社	昭和64. 3. 26	〒0826-72-8044
	* 財団法人 広島市農業振興センター	昭和64. 4. 1	〒082-845-4770
	有限会社 みらさき農業公社	昭和69. 4. 1	〒0824-44-2796
	有限会社 豊松陽光の里公社	昭和66. 4. 13	〒08478-4-2383
	有限会社 東広島市農業公社	昭和67. 3. 23	〒0824-21-2228
	* 財団法人 美土里町振興公社	昭和71. 11. 1	〒0826-54-0180
	財団法人 上下町まちづくり公社	昭和80. 10. 25	〒084762-4990
	財団法人 作木村ふるさと振興公社	昭和91. 11. 1	〒0824-55-2111
	高 刈 町		産業課 0823-66-1111
	豊 栄 町		農林振興課 0824-32-2211
	豊 浜 町		建設経済課 08466-8-2211
賛 助 会 員	油 木 町		産業課 08478-2-0211
	神 石 町		産業課 08478-7-0211
	総 領 町		産業振興課 082488-2111
	甲 奴 町		振興課 084767-2121
	君 田 村		経済課 0824-53-2111
	布 野 村		企画振興課 0824-54-2111
	西 城 町		産業課 08248-2-2121
	栗 城 町		振興課 08477-2-5111
	(口) 和 町		産業課 082486-2111
	* 財団法人 広島県農業開発公社		事務局 082-541-5188
	広 島 県		農村対策課 082-228-2111
	広 島 県 農 業 会 議		082-221-1877
	広島県農業協同組合中央会		農政総務課 082-243-6459
	広島県経済農業協同組合連合会		総合企画課 082-544-3711

*：合理化法人

「いただけない」話

消費生活アドバイザー 赤城 由紀

仕事でお世話になっている人たちへの手土産に、薄皮のお饅頭を買いました。ひな祭りに因んで売っていた雪達磨のような顔形をしたお饅頭です。

いまだきお饅頭は珍しくもありませんし、手土産が必要という場所でもありませんでしたが、あどけない顔形にひかれ、しかもこの時期にしか売っていない季節限定品という魅力も手伝って、つい買い買ってしまった。

会社でお饅頭を配りながら、お礼とは別に、それぞれから返ってくる言葉や反応が、一人ひとり個性的でとても楽しいものだと思いました。

好き嫌いがあるのか、「中には何が入っているのか」という質問を受けました。誰かに買ってあげようという気持ちがあるのか、「どこで売っているのか」「いくらするのか」という質問ももらいました。「おひなさまは二人並んでいたほうがいいから」と、ちゃっかり二つもらうことのできる人は、本当にうらやましい性格だと感心させ

られました。

そんな中で面白く思ったのは、「こういうものは、どこから食べればよいか」という難問です。

「まず、首を取ってしまつて、体から食べてはどうか」とか「顔の皮を剥いでしまえば食べやすい」など、時代が時代だけに知らない人が聞いたなら恐ろしくなるような会話が飛びかいました。

「顔が付いていることを何故そんなに気にするのか」と、ためらうことなく、あつという間に食べてしまった人を、ほんの少し羨望の目で眺めました。空腹とは、やはり何ものにも勝るものなのかもしれません。

私も顔の付いたものを食べるときはひとしきり悩むほうです。

可愛ければなおさら、しばらく飾ったり眺めたりして、意を決して食べる頃には、いい加減乾いた美味しくなくなっているという始末です。

尾頭付きの魚なども、「生きている姿をそのままに」などというキヤッチフレーズが付きそな見事



なお料理が出てくると、いささか閉口してしまいます。

テレビのグルメ番組で見るような調理済みの豚の顔や牛の顔に目にかかったことがないのは、幸せというものかもしれないと思っています。

食事をするときの「いただきます」という挨拶は、「これから目の前にある食べ物の生命を頂戴させていただきます」という意味が込められているのだということを聞いたことがあります。

食べ物に「顔」が付いていることによって、まさにその生命と対峙する思いが強められるせいでしょうか。何か思いを込めていたかないと、申し訳ないような真摯な気持ちになるのは確かです。

料理を拝見したり鑑賞したり、マナーよくいただくとする思いや姿勢を抱かせるのは、料理をしてくださった人への礼儀のほかに、食べ物の生命をいただくことに対する感謝として当然のことなのかもしれないと思います。

スーパーなどで売っている魚の

切り身やドレス（頭と内臓を取り除いてある）ものは、家族人数が少なく忙しい現代人には大変便利なものだとは思いますが、この「食べ物の生命と向き合う」緊張感や畏怖の念は薄れてしまったように思います。

野菜や果物も、葉やひげや根を取ってしまったとあると、それぞれが放つ香りや息吹は弱いものになっと思っています。

生命というのは、始末に厄介なものや汚いところ、グロテスクなものにこそ感じることができのかもしれない。

この厄介な食べ物の生命と向き合う必要がないということは、確かに気楽で有り難いことです。

「早く」「手際よく」「安く」「美味しく」「栄養バランスよく」といった調理ポイントのうち、今の忙しい世の中では「早く」という要素は、残念ながらかなり重要な位置を占めています。一々食材の生命にまで想いをめぐらせ、気骨を折っている暇などはありません。

とはいえ、よく考えてみると本

赤城 由紀（あかぎ ゆき）さん

札幌市生まれ。
北海道大学文学部行動科学科卒業後、
コピーライター、短大研究員北海道女
子短期大学、光塩学園女子短期大学非
常勤講師等を経て、現在、シンクタン
ク外部協力研究員を勤める。
消費生活アドバイザー。

当はとて不遜なことをしているのだと思います。

実際に他の生命をもらいながら、そういった気が重くなるころへの思いは避けて通っています。避けるというよりも、思いが至らないという方が正しいのかもしれない。生命の重みを考えていないので、文句は簡単に言えても感謝はたいしてしません。

ただ、尊い生命の存在を感じたり感謝することできない食べ物から、果たして栄養や元気をもらうことができるのかはちょっと疑問です。

私たちは忙しさに紛れて、食べ物も食べ方も食べること自体も大切にしなくなっています。

忙しい人たちの食生活は、まさしく「エサ」になってしまったように見えます。

こんなに食べ物が溢れた時代にあつて、不健康な人が増えている現実を前にして、「食べ物वाद」という意味をよくよく考え直してみる必要があるのではないかと思います。

小さい子どもが好んで食べるパンやお菓子には、顔の付いたものがたくさんあります。

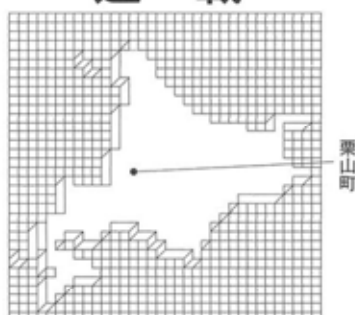
尾頭付きの魚は気持ち悪がつて食べない子どもたちも、顔の付いたパンやお菓子はどんなに不気味な顔が付いていようと可愛いといって食べます。

もちろん味が違うといつてしまえばそれまでですが、それはどこかで、生身のペットを飼わずに、不死身のバーチャルペットやたまごっちを飼う気楽さや似たような感覚と結びついているような気がします。

「食育」という言葉が盛んに使われるようになりましたが、食べるということは他のものの生命をいただくことなのだということをしっかりと学び教えないものだと思います。

私自身も、たまにはそう易々といただけないものをいただく有り難さをしみじみと味わおうと、「顔」の付いたお饅頭を眺めながらあらためて思いました。

連載



◆栗山町の位置と

農業の概要

北海道の中央部に位置し、北は屈足山系をもって栗沢町と、東は夕張山系につづく緩やかな丘陵地帯で夕張市と接している。町の西南を蛇行しながら流れる夕張川は、由仁町、長沼町との境界となり、南北に二五・一kmと細長い町が形成されている。面積は、二〇三・八四平方kmの町である。気候は温和で年間を通じて晴れの日が多く、5月から9月までの年積算温度は

あのマチ
このムラ
・地域おこし活躍中

No.15

栗山町の事例

—農業情報サービスと 高齢者福祉の町—

二、六五四℃、日照時間は七八九・二時間である。

栗山町の開拓先駆者は、明治二十一年、宮城県角田藩士泉麟太郎の率いる夕張開墾組合員により、うっそうたる未開のアノ口原野に開墾の鎌が入り、先人の血と汗の結晶により今日の農業基盤が確立された。栗山町は、北海道における水田開発の先駆けとなった角田土功組合が明治三十五年に結成された地であり、戦前・戦後を通じて稲作を基幹とした農業地帯である。これは、国営大夕張地区総合かん

がい排水事業、更に国営直轄明渠排水事業の実施により、かつての大洪水常習河川が豊かな流れに一変すると共に、全町的に及ぶ道営圃場整備事業が完了し農業生産基盤が確立している。

一方、栗山町は全耕地面積の約七割が水稲で、種いもの産地として全国各地に供給していることでも広く知られている。減反政策開始以来水稲の作付は減少し、近年は道内の他の水稲地帯と同様、野菜を中心とした経営転換をはかり、たまねぎ、ばれいしょ、メロン、

表1 栗山町農家戸数の推移（各年2月1日）（単位：戸）

（年）	専業農家	第1種兼業	第2種兼業	合計
62年	525	282	90	897
63年	424	371	81	876
64年	445	318	89	852
65年	361	379	102	842
66年	435	279	108	822
67年	415	269	123	807
68年	368	304	93	765
69年	421	230	102	753
70年	316	319	91	726
71年	326	315	79	720
72年	327	302	81	710

出所：栗山町企画課発行 平成8年版「栗山の統計」

長ねぎ、かぼちゃ、ゆり根などの野菜・花きなどの高収益作物の出荷が増加している。

◆栗山町農業の

課題と対応策

栗山町農業も恵まれた自然条件や先人達の努力によって培われてきたが、昭和四十五年から始まった米の生産調整は、水稲が基幹産業だけに大きな変化を与えている。転作面積は年々増加の一途を辿つ

表2 栗山町の主要農作物作付面積及び収穫量

(10aあたり収穫量: kg)

作付名	平成4年			平成6年			平成8年		
	作付 面積 (ha)	10a あたり 収穫量 (t)	収穫量 (t)	作付 面積 (ha)	10a あたり 収穫量 (t)	収穫量 (t)	作付 面積 (ha)	10a あたり 収穫量 (t)	収穫量 (t)
水 稲	3,130	433	13,600	3,300	514	17,000	2,890	493	14,200
小 麦	769	344	2,640	542	313	1,700	557	234	1,310
牧 草 計	295	3,640	10,700	300	3,530	10,600	323	3,630	11,700
たまねぎ	362	5,270	19,100	315	4,600	14,500	313	4,880	15,270
ばれいしょ	266	3,710	9,860	254	3,140	7,980	248	3,220	7,990
小 豆	227	180	409	234	203	475	241	177	427
てんさい	149	4,280	6,360	113	4,270	4,830	89	3,580	3,190
かぼちゃ	80	1,690	1,350	84	1,760	1,470	79	1,780	1,410
大 豆	61	243	148	56	284	159	73	211	154
ね ぎ	56	2,830	1,580	54	3,160	1,710	57	2,840	1,620
露地メロン	40	1,490	594	48	1,810	867	50	1,580	790

出所: 栗山町企画課発行 平成8年版「栗山の統計」

ている。(平成八年では、一、〇四九・六八ヘクタール・転作率二五%)さらに、平成九年の期中での米価の値下がり(概算払いが二、〇〇〇円下がる)は生産者に大きな打撃を与え、償借している田の小作料にも影響している。(今年度

に限り一六%の値下げ)この情勢が続くと生産意欲を失い、耕作放棄地も出現すること考えられる。これらの課題を解決するためには、町・JAの出資による第三者セクターの農業支援センターが農地保全策も検討しなければならぬと

思われる。その一方、平成八年に補助事業(地域農業基盤確立農業構造改善事業)にて建設したJAくりやま米共同乾燥調整施設は、ガット・ウルグアイラウンドの農業合意の受入や良種法の施行などによる産地間競争に勝ち抜くための対応策として、品質確保と組合員個々の施設投資の抑制など果たすべき役割は大きい。南空知の中でも栗山町の米は、平成六年一等米の出荷率が九六・三%と過去最



▲米の収穫

高を記録したように着実に品質改良を加えながら歩んでいる。野菜についても、市況による価格の低迷の影響はあるものの、味と品質の良い作物づくり、有機栽培や低農薬栽培などを取り入れていく必要がある。以下、栗山町の特徴である、農業情報センターの概要と高齢者福祉施策の一端を記してみる。

◆栗山町農業情報

システムの概要

— 栗山町農業情報 サービス —

愛称KISS (kuriyama. Information. system service)

栗山町では、平成四年度の補助事業を導入、農業情報サービスは平成五年よりスタートさせた。その内容を概観すると次の様な内容である。

システムを統括しているのはJAくりやま三階の農業情報センタ

表3 栗山町年齢別農業就業人口
(農業従事者のうち主として農業に従事)

単位：人

	男女計	男	女
計	1,759(2,114)	891(1,022)	868(1,092)
販売農家	1,731(2,071)	872(1,010)	841(1,061)
15～19歳	42(59)	22(30)	20(29)
20～29歳	78(132)	47(70)	31(62)
30～39歳	236(358)	126(175)	110(183)
40～49歳	381(421)	196(198)	185(223)
50～59歳	368(463)	163(213)	205(250)
60～69歳	212(261)	104(134)	108(127)
60～69歳	196(160)	105(62)	91(98)
60～69歳	123(246)	60(140)	63(120)
75歳以上	123	68	55

出所：'95年農業センサス。()内数字は'90年農業センサス

である。ここに設置されているホストコンピュータと栗山町内七〇〇戸の全農家に設置された情報端末の多機能電話が結ばれている。この多機能電話というのは、電話機とファクシミリ、液晶画面が一体となり簡単なコンピュータ

機能を保有しており、これによって文書と文字画像いずれの情報も送れることが特徴である。各農家はこの端末からアクセス、必要な情報を家庭に居ながら選んで引き出すことが出来る双方向システムである。画面で読む他、必要な

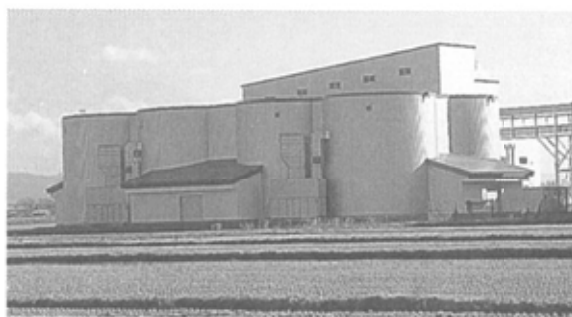
らプリントをすることが出来る。現在提供されているメニューは、気象・営農・生活・流通の各情報と、農業関係の団体からの連絡、行政情報の六種類である。特に気象情報は、地区毎の細かなデータを得るため、栗山町内の七地区に気象ロケットを設置しウェザーニユースと衛星をつなぎ、データを分析・加工しセンターに保存するというシステムを採用している。その他の情報発信元は、農業改良普及センター、農業試験場、JAくりやま、町広報広聴係、NHK等になっている。メニューの中で頻りに活用されているのが気象情報、次いで市況等の流通情報、機械関係や技術等の営農情報、生活情報の順になっている。その他、文字放送でのプロ野球・料理・観光情報等が家族に利用されている。一方、農閑期になる冬季、農業情報センターでは、パソコン研修に力を入れている。研修室には、一五台のパソコンと専門のインストラクターを配置し、若い青年層や女性のもとより、最近では五〇、六〇代の農業者を対象に操作の基

本や農業簿記の講習を行なっている。また、栗山町内でのパソコン所持する農家は、二〇〇戸を超えている。その意味では、栗山町の農家にとって農業情報システムは、将来に向かって農業経営管理上の重要な営農機器であることは間違いないと言える。

尚、栗山町農業情報センターの運営経費は年間約一、五〇〇万円、町とJAが半分ずつ負担しており、運営に当たっては、町・JA・普及センター等にて構成されている運営委員会にて方針が決定される。

◆高齢者福祉の充実

栗山町も他の市町村と同様に、農家戸数の減少と就業人口の漸減、高齢化の進行が加速度を増している。しかしながら、栗山町は社会福祉行政とりわけ高齢者施策は全国的にも評価が高い。以下、栗山町の施策について簡単に紹介する。栗山町は行政主導型ではあるが、高齢化や小子化などの社会の変化にいち早く対応し、福祉関連施設の充実には道内でもトップクラスであり、前述の農業情報センターと



▲米共同乾燥貯留施設

共に訪れる人が多い。

平成八年に建設された総合福祉センター「しやるる」には、福祉課と保健課が一体となったチームによる支援システムを構築している。もう一つの特徴は、昭和六十三年に開校した全国でもただひとつの町立の介護学校「北海道介護福祉学校」である。これまで七〇〇人余りの卒業生を全国の社会福祉施設に送り出している。さらには町

内の社会福祉施設にて活躍している人が多い。その他の高齢者福祉施設を挙げると、町立養護老人ホーム「泉徳園」、デイサービスセンター、特別老人ホーム「くりのさと」、老人福祉施設「ガーデンハウスくりやま」等がある。

さらに、平成八年一〇月より総合デジタル通信網（ISDN）を利用したテレビ電話を活用したサービスを開始し、高齢独居老人に対する支援システムを確立している。

これは栗山町では、平成五年から町民ボランティアが一人暮らしの高齢者に定期的に電話をかける「いきいきコール」を実施しているが、双方顔が見えるテレビ電話をモデル事業として、現在四世帯の高齢者宅との間で活用している。費用は町が負担しており、その効果は顔が相手に伝わることから、対話する際に気持ちの張りが出てくるなどである。

当初は、五分程度の会話だったが、親しみや話題の広がりなどで現在は三〇分にも及んでいる。冬季間の積雪がある栗山町の高齢者

にとつて、テレビ電話は心の支えとなり、楽しみとなり、さらには社会参加の意欲を高めていることがわかる。

◇生産者の新しい取り組み「栗夢ランド」

地元の生産者八人より、自らの生産した農産物・加工品を販売する直売所兼「栗夢ランド」を本年四月のオープンを目指して建設している。これは単に、生産者の顔が見えるモノを提供するだけでなく、消費者が求める農産物のニーズ情報をつかみ、逆に生産者からは消費者に農産物の理解を求める、相互にコミュニケーションをする場の提供である。代表の大井賢治さん（四四歳）は酪農家であり、総頭数一五〇頭・搾乳牛一〇〇頭・年間搾乳量六〇〇トンである。「少年院の更正牧場」として

も、マスコミ等に登場したことがある。今年からは、息子さんも酪農を始めると共に、本州からの年間雇用の若い人達が常時四人も住み込みで働いている。町も今般の「栗夢ランド」を支援、道内の

優良事例の研修や町の単独補助事業等からもそのことが解る。当ランドは栗山町の南部、御園地区の小高い丘陵の草地にあり景観も良く、「ワシントンゴルフクラブ札幌コース」の入り口に位置し、当面は、彼らの生産した米・野菜・果樹・花き・アイスクリーム・ジャム等の販売をすると共に、バーベキューコーナーの設置で、素晴らしい農村の景観を見ながらの食事は、都会の人の心をなごませてくれるはずである。農産物の特徴は、原則として有機栽培・減農薬とし、生産者の名前を入れる。大井さんは、キャンプ場の設置・子供さんを中心にした遊び場の建設など将来構想を熱く語ってくれた。彼らの取り組みは、栗山町の若い農業者に励みを与えとともに、消費者グループとの対話を通して販売の拡大を図り、ついでに活力ある地域農業振興にも大きく貢献できるものと確信する。

（レポーター）

専任研究員 前田 信義

参照・巻末に栗山町情報センターシステム図をのせています。

ときの話題

政府発表の 「新たな米政策」

拓殖大学北海道短期大学

教授 塩沢 照俊

新食糧法施行後三年目を迎えた一九九七年、生産者米価は大幅に下落した。自主流通米価格形成センターにおける一九九七年一〇月の入札価格は、各都道府県米とも前年に比較して下落したが、例えばこれを北海道産米きくら397についてみると、九六年産米は一俵（六〇kg）当たり一万七四四八円であったが、九七年一〇月は一万五三三二円であり、下落額は二〇二九円、下落率は一二％となっている。そしてこれに伴って、北海道の農協の農家に対する仮払金も九七年五月に一万五〇〇〇円であったのが、同年秋には一万三〇〇〇円に引き下げられた。このような状況下、全国はほとんどの地域で、米価は生産費を割り込み、稲作収入は激減し、稲作経営はまさに空前の危機に陥り、その打開策を求める集会在、農家、農業団体ばかりでなく、消費者、商店街、自治体をも含めて広範囲に展開された。

「新たな米政策」の内容

これに対し政府は、「新しい視点

に立った施策を総合的に推進し、もって主食である米の需給及び価格の安定という食糧法の目的を達成する狙い」で「新たな米政策」を九七年十一月に発表した。政策内容の概要はおおよそ次のとおりである。

①生産調整の規模等：二〇〇〇年一〇月末の国産米在庫を、二年かけて二〇〇万トンに減らす。そのため減反・転作面積を一七万六〇〇〇ha増加し、九八年度は九六万三〇〇〇haとする。

②米需給安定対策（全国とも保証）：高率転作地域の不公平感を緩和するため、生産者（水田一〇ha当たり三〇〇〇円）と、政府（予算の範囲内での一定額）補償額の二分の一相当）が拠出して資金を造成し、生産調整目標を一〇〇％以上達成した農家に補償金を支払う。その単価は、大豆・麦・飼料・果樹・景観作物等は一〇ha当たり二万五〇〇〇円、調整水田一〇ha、野菜・通年施行・保全管理等は四〇〇〇円、別に地域集団加入促進が五〇〇〇円である。



塩沢 照俊（しおざわ てるとし）さん

- 1953年 北海道大学農学部農業経済学科卒業
- 同年 北海道総合開発委員会事務局に就職
- 1959年 北海道立農業研究所
- 1980年 拓殖大学北海道短期大学に転職
(農業経営学、農業政策担当)
- 1982年 農学博士
- 1983年 著書「北海道農業の展開と構造」を
北海道大学図書刊行会より刊行

③水田営農確立助成金：②の加入者で生産調整目標を達成した農家に対し、一般作物については、高度水田一〇ヘクタリ二万円、団地形成、生産組織・集団営農、畜産複合、中山間地形成については一万円、野菜等の特例作物については各二〇〇〇円を助成。

④水田麦、大豆、飼料作物の生産振興緊急対策：一〇ヘクタリ五〇〇〇円～一万七〇〇〇円を助成。

⑤稲作経営安定対策：自主流通米の価格下落による打撃を緩和するため、産地銘柄ごとに基準価格（過去三年間の平均）の二％を生産者が、六％を政府が提出して資金造成し、基準価格と当年産価格との差額の八割を補填する。九八年産米についての平均見込みで、一俵当たり生産者の提出額は三八三円、政府助成一一五〇円。

⑥新しい米政策確立円滑化事業：「新たな米政策」への移行措置として、九七年産米について一俵当たり平均一〇三八円（九四～九六年の平均価格と九五～九七年基準価格の差額の八割）を支給するが、その財源は生産者団体と政府が折

半。

⑦計画流通制度の運営改善：政府米の買い入れ数量は計画数量マイナス販売未達成分、すなわち計画どおり売れなかった分だけ買い入れを減らす。九七年産米の買い入れは二二〇万トン、九八年産米は一〇〇万トンに限定。また九八年産米の政府買い入れ銘柄は、政府買い入れ数量が計画出荷米の六割以内のものとし、この率を段階的に引き下げていく。

「新たな米政策」の問題点

以上を見ると、一部評価できる面もあるが、生産者にとって多くの問題も抱えている。ここではそのうち特に主要な問題点について指摘しておきたい。

その第一は生産調整への助成である。前述②、③、④における助成のメニューは多種多様であるが、これらを合計して、現行と同じ最高額一〇ヘクタリ五万円水準を受給できるのは、麦、大豆、飼料作物のいずれかを対象作物とし、かつ集団化、栽培技術など全てにつ



▲恵庭市の水田（写真提供、農家の友）

いて最適条件を満たした場合に限
定される。他方生産者は「全国と
も保証」への提出として、新たな
負担をしなければならないのであ
る。

その二は⑤稲作経営安定対策で
ある。これは前述のように「基準
価格と当年産価格との差額の八割
を補填」であるが、ベースになっ
ている基準価格は、現在のような
「過剰」基調の下では当然下落し
ていく。つまりこの対策には価格
下落防止ないし価格維持機能は全
くないのである。また生産者、政
府合わせて基準価格の八割を抛
出した基準で、差額の八〇%を補
填すると言ふことは、単年度の価
格下落が一割以内でなければなら
ない計算となる。事実政府はこれ
を前提とした財源しか計上してい
ない。しかし、今年の価格下落幅は
前述のようにこれを越えている。
政府は下落幅が大きく財源が不足
した場合は他からの借り入れで対
応するとしているが、いずれにし
ても財源のパンクは必至である。
なお財源に関して言えば、稲作経

営安定対策等の新設に伴って、従
来の自主流通米計画流通対策費、
自主流通米計画販売対策費等が廃
止される。そして従来の自主流通
米流通対策費一億当たりの単価と
（特定銘柄一一四〇円、平均九五
八円）新設の稲作経営安定対策の
政府助成額の見込み単価は（一一
五〇円）とはほぼ同額である。要
するに政府は既存の助成項目を新
設の助成項目に振り替えたに過ぎ
ず、他方で生産者提出を組み込ん
だのが「新たな米政策」の特徴と
言うことが出来る。以上指摘し
ただけでも「新たな米政策」が
「米の需給及び価格の安定」と言
う狙いを達成できるかどうか甚だ
疑問に感じるのである。



▲栗山町、不動の滝

掲示板

研究会・研修会等への

報告者・講師の派遣

(平成十年二月～三月)

○技術士資格および受験要領
など説明会

主催 北農会農業技術コンサル
ティングセンター

とき 平成10年2月6日

テーマ 「最近における農業部門
の分野別出題傾向と受験
対策」

分担講師 富田 義昭(当研究所・
常務理事)

○第七回系統肥料技術研修会
主催 北海道土づくり肥料・資
材推進協議会

とき 平成10年2月23日

テーマ 「土づくりアンケートの
作成および集約につて
い」

講演者 斎藤 勝雄(当研究所・
専任研究員)

○農業者研修(月形)

主催 マルタイ興産(株)

とき 平成10年2月25日

テーマ 「これからの農業経営の
考え方」

講演者 七戸 長生(当研究所・
所長)

○平成九年度農業研究センター
農業計画セミナー

主催 農業研究センター・
日本農村生活学会

とき 平成10年3月10日

テーマ 「農村生活研究の今後の
重点課題」

話題提供者 七戸 長生(当研究
所・所長)

○上川農業試験場職員研修会

主催 道立上川農業試験場
とき 平成10年3月12日

テーマ 「北海道における野菜の
生産・流通の現状と将来
展望」

講演者 富田 義昭(当研究所・
常務理事)

○三石町農村女性研修会

主催 三石町・JA三石町女性
部

とき 平成10年3月20日

テーマ 「農と食の共生、農村女性
の役割」

講演者 富田 義昭(当研究所・
常務理事)

○営農推進研修会

主催 美瑛町農業協同組合

とき 平成10年3月24日

テーマ 「畑作複合経営における
野菜の産地づくり」

講演者 富田 義昭(当研究所・
常務理事)

お知らせ

北海道地域農業研究所

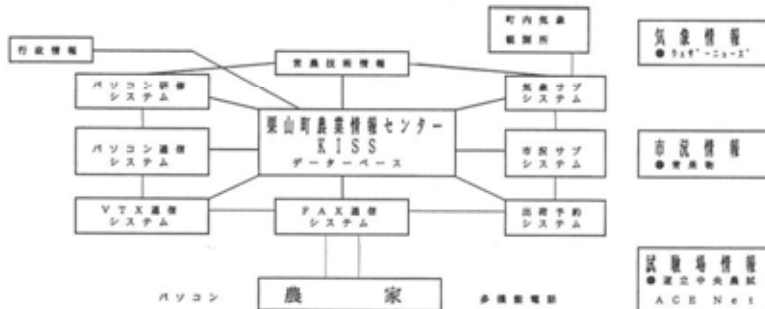
平成十年度通常総会

日時 平成十年五月二十八日午後三時

場所 共済ビル八階「飛鳥の間」

(札幌市中央区北四条西二丁目)

図1-1 栗山町農業情報センターのシステム図



▲本文52頁、参照
あのマチ、このムラ地域おこし
活躍中「栗山町の事例」

表4 平成8年度栗山町農業情報センターアクセス件数

	氣象情報	營農情報	生活情報	流通情報	農業關係 機關情報	月 計
1月	277	13	146	163	27	625
2月	185	6	160	133	39	523
3月	346	10	110	34	40	540
4月	1,825	32	361	83	27	2,329
5月	5,433	32	320	56	62	5,903
6月	1,889	18	221	584	62	2,780
7月	2,209	23	185	4,504	45	6,966
8月	2,208	13	165	4,356	19	6,761
9月	1,616	10	141	2,880	13	4,660
10月	1,120	14	181	1,933	47	3,295
11月	885	9	101	863	35	1,894
12月	351	13	91	261	24	743
年 計	18,344	193	2,192	15,850	440	37,019

出所：JAくりやま 佐々木植センター長「農家の友」'97年11月号から

▲本文52頁、参照
あのマチ、このムラ地域おこし
活躍中「栗山町の事例」

編集後記

今年も我が家に「再訪問鳥」がやってきた。毎年雪祭りが終わった頃にやってきて、忍辺に作った餌台を自分のテリトリーと決めて、近づくあらゆる鳥を蹴散らして4月上旬まで居座る。鳥類図鑑で調べると「シメ」と言う濃り鳥である。顔は隈取りをした芝居の役者みたいであまりかわいくない。それどころか我が家の窓ガラスに1日何百遍もぶつかってくる。たぶん自分の姿が敵に思えるのだらう。

馬鹿な鳥だと思つたが、とたんに英語で「類は友を呼ぶ」と言つて「同じ色の鳥が集まる」と言つたの思い出して、何で我が家を選んだか納得した。

この号が皆さんのお手元に到着する頃には、それぞれの著作業がはまって

DATA FILE

関連事項／DATA

ホクレン農業協同組合連合会
〒060-8651 札幌市中央区
北4条西1丁目

☎011(231)2111

北海道東海大学国際文化部
〒005-0827 札幌市南央南沢
5-1

☎011(571)5111

財団法人広島県農業開発公社
〒722-1304 御調郡久井町大字
江木字中ノ坪1204-1

☎0847 (32) 7780

北海道女子短期大学
〒060-0833 江別市文京台23
☎011(386)8011

北海道拓殖短期大学
〒074-0015 深川市メム4558
☎0462(3)4111

栗山町役場
〒069-1512 夕張郡栗山町
松風3丁目252

☎01237(2)1111

JAくりやま
〒069-1511 夕張郡栗山町
中央3丁目104

☎01237(2)1313

いることだろう。今年は北海道農業にとつてどんな年になるのだろう。価格・余剰問題はともかく豊作を願つて共に1年の作業に取りかかりたい。

雪の季節は終わったはずなのに窓の外は牡丹雪が舞っている。ふわふわといかにもはかなく、地面に落ちてすぐに溶けてしまふそつである。

雪は多くの空気を取り込んで、白く軽いのもうなすけるが、氷が水に浮くのも、たがなとも解せない。高校で習った物理の知識では気体、液体、固体での分子密度が高くなって質量が増すはずなのに、どうして水は違うのだろう。

しかし、そのおかげで多くの生物が結氷した池や湖の下で越冬でき命を長らえている。



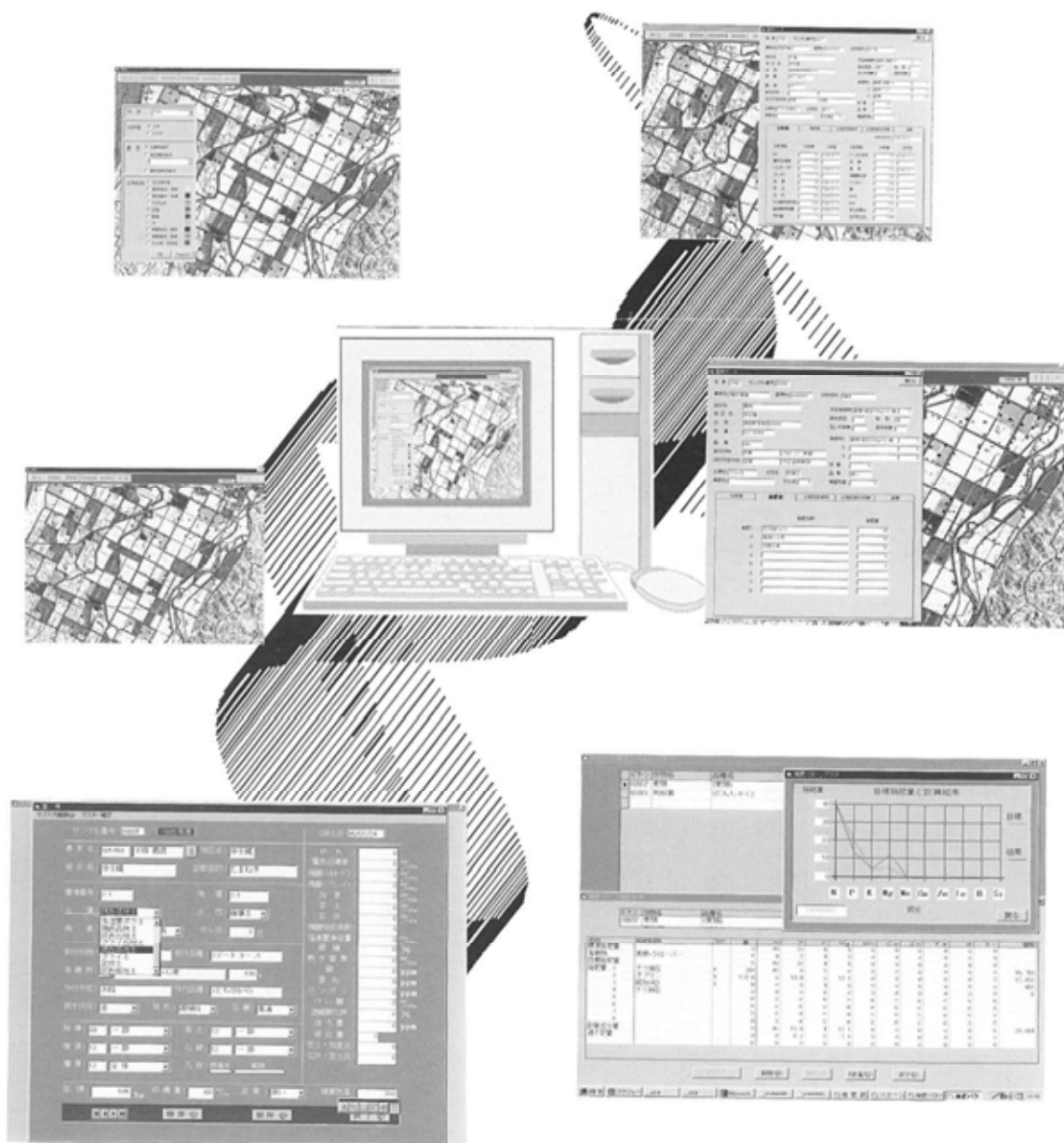
度だと言うことも、確かに酪農家の必需品となったバルククーラーの設計者から聞いたことがある。湖の底で越冬中に体中力じだらけもかなわないだろう。私達の知らない自然の摂理の中で生命が萌を刻んでいる。

 (S, τ)

地図とデータベースカドッキング

圃場情報管理システム

圃場のデータ管理はこれで完璧!!



株情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F

☎ (011) 865-8272 FAX (011) 865-6596

最近食べた いちばんおいしいものって 何ですか。



旅先で出会った郷土料理を思い浮かべる人。今日の朝ごはん、と即答する人。あるいは、家庭菜園の手づくり野菜だったり。『いちばんのおいしさ』は人それぞれですが、ホクレンにもおいしさへのこだわりがあります。どんなに時代が変わっても、グリーンな自然環境とこの豊かな大地に根ざし、安全で安心なおいしさをお届けすること。『いちばんのおいしさ』のために今日も一生懸命。北海道のホクレンです。

 **ホクレン**